

東京国際空港国際線地区貨物ターミナル整備・運営事業 実施方針に対する質問と回答

NO	資料名	ページ	行	質問の内容	回 答
1	実施方針	2	15	昼間時間帯については概ね3万回程度の就航とありますが、深夜早朝時間帯についての発着回数はどの程度を見込まれているのでしょうか。	現時点では深夜早朝時間帯にどの程度就航するかは未定です。
2	実施方針	2	22	昼間時間帯の国際便は3万回程度と規定されていますが、夜間時間帯の国際便の就航回数は、どの程度の発着能力増強と考えてよいのでしょうか？	現時点では深夜早朝時間帯にどの程度就航するかは未定です。
3	実施方針	2	24	「新たに国際航空貨物の取扱に必要なターミナルを…」とありますが、国際貨物の取扱いは新貨物ターミナルに限定されるのか、それとも保税蔵置場の許可が取れば空港内のどの貨物施設でも取扱いは可能と見ておられるか。	国際航空貨物の取扱いは貸付対象敷地内に限定されることを想定しています。
4	実施方針	2	27	借地内での事業に制限はありますか？例えば昼間時間帯での駐車場事業はできますか？	要求水準書に規定されている事項を満たす限りにおいて、本事業に必要な範囲内で自由に提案を行うことができます。 なお、駐車場については、従業員用駐車場のみとします。
5	実施方針	2	32	京浜急行、東京モノレール等その他民間事業者による整備スケジュールをご提示願います。	募集要項等公表時に示します。
6	実施方針	3	1	本図面は飽く迄参考図面であり、貨物ターミナルのデザインは応募者の設計に任されていることから、上屋の数・位置等が本図面と異なる場合が有り得ると理解しますが、正しいでしょうか？もし、建物配置・デザイン上の制約があるならば、その条件、根拠をご教示願えますでしょうか？	貸付対象敷地内の貨物上屋の数・位置等は、SPCの判断により自由に提案できます。
7	実施方針	4	表	「事業区分毎の事業範囲」にある「供給処理施設(必要に応じ)」とは具体的にどのようなものでしょうか。	必要な供給処理施設はSPCの判断とします。
8	実施方針	4	表	国際線貨物ゾーンの用地造成はエプロン等事業の事業範囲となっていますが、エプロンゾーンと異なり「液状化対策、既存埋設物保護工を含む」の記載がありません。必要ないと考えてよろしいか。それとも、液状化対策等は貨物ターミナル事業者の範囲と考えるのでしょうか。	エプロン等整備等事業を実施する事業者が本事業の貸付対象敷地内において行う事業内容は、用地造成のみで液状化対策、既存埋設物保護工は行いません。よって、本事業の貸付対象敷地内については、必要性の可否を含めてSPCの判断とします。
9	実施方針	4	表	表「事業区分毎の事業範囲」において、供給処理施設(必要に応じて)はPFI事業者およびその他民間事業者の事業範囲とされていますが、これはSPCが自ら供給処理を実施するか、あるいはその他民間事業者へ委託するか、SPC判断にて選択可能と理解して良いのでしょうか？	そのとおりです。
10	実施方針	4	表	国際貨物ゾーンの用地造成はエプロン等事業の事業者が計画地盤レベル(AP+5.5)までの造成を行うと考えてよろしいでしょうか。またその場合道路境界部分に必要な擁壁もエプロン事業に含まれると考えてよろしいでしょうか。	詳細については、募集要項等公表時に示します。
11	実施方針	4	表	環八通りと計画地盤高さにレベル差があり、搬入車用のスロープ等が必要になると思われます。その場合の造成および擁壁は上記同様エプロン事業に含まれると考えてよろしいでしょうか。	貸付対象敷地内を、本事業範囲とします。 なお、詳細については、募集要項等公表時に示します。
12	実施方針	4	表	地域冷暖房はエコエアポートの観点では優れていますが、想定される供給先およびこれらにおける需要量からすると、コスト面では高くつく可能性が高いです。環境とコストが二律背反の場合の国の考え方をお示し願います。	SPCの判断とします。
13	実施方針、 要求水準書 第2編	4、2	表、13	CIQ庁舎等施設は、「敷地の確保」のみを行うのみで、旅客ターミナルビルとは異なり、国の直轄事業としてSPCが受託することはないということでしょうか。事業者(SPC)側からの施設配置等の提案も一切不要ということでしょうか。	そのとおりです。 なお、CIQ施設用地については、貨物地区の運用上最適な場所を提案してください。
14	実施方針	5	2	SPC設立について商法上の株式会社は、資本金額要件(いくら以上)等条件があるのでしょうか？	「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」に定める「大会社」又は「みなし大会社」とする必要があります。
15	実施方針	5	3	「本事業の遂行のみを目的とする商法(明示32年法律第48号)に定める株式会社」となっていますが、国にとって支障がなければこれ以外の事業体(日本版LLC、LLPなど)の利用も可能でしょうか。	SPCは商法に定める株式会社とし、それ以外の事業体とすることは認めません。
16	実施方針	5	3	SPCは株式会社でなければならないのでしょうか？有限会社も認められないのでしょうか？	SPCは商法に定める株式会社とし、それ以外の事業体とすることは認めません。

17	実施方針	5	8	旅客ターミナルの実施方針では、CIQ施設の設計、施行は国からの受託契約であること、また施工業者選定に関する規定がありますが、貨物ターミナルでの扱いはどうなるのでしょうか？	本事業の実施方針にあるとおりです。SPCは、本事業においては、CIQ施設の設計、施工に関する受託契約を国と締結する必要はありません。
18	実施方針	5	14	「国際物流の拠点として、高度なセキュリティと」ありますが、具体的なセキュリティの基準や必要設備等の規定がありましたら、教えて下さい	募集要項等公表時に示します。
19	実施方針	5	14	「アクセス施設等」とは具体的にどのようなものでしょうか。	道路(環八通り等)と理解してください。
20	実施方針	5	26	旅客ゾーンと異なり「構内道路」の整備が含まれますが、業務内容としては、構内道路の交通管理や維持管理(修繕更新)なども含まれるという理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
21	実施方針	5	30	国際貨物ターミナルに必要と思われる燻蒸施設は「その他付帯施設」に入るのでしょうか、あるいは「CIQ庁舎等施設」に入るのでしょうか。	SPCの判断としますが、国において整備する計画はありません。
22	実施方針	5	31	SPCは、事業期間中「貨物取扱業務…」の業務を行う。また、要求水準書第1篇にも同様にあります。しかし、要求水準書第2編では「貨物取扱業務を自ら行う場合」「…自ら行わない場合」とあり、どちらが正しいのでしょうか。どちらの場合でも評価に差をつけない扱いとするのか。差をつけるとすれば「貨物取扱業務を自ら行う場合」の方が、有利ではないか。如何でしょうか。	SPCは、航空機への搭載、取卸等航空貨物の取扱いを行うことができる規定と解釈してください。 なお、SPCとして航空機への搭載、取卸等航空貨物の取扱いを自ら行わない場合においては、施設の貸与業務を行うこととなります。 事業者選定においては、より効率的で利便性の高い物流機能を確保できるような提案を評価します。 なお、事業者選定基準については、募集要項等公表時に示します。
23	実施方針	5	33	本項に規定される貨物取扱業務に関しては、事業期間に亘り、SPC以外の他業者には並行業務が認められないと理解して正しいでしょうか？	SPCが施設貸与業務により上屋貸した場合、借り受けた航空運送事業者、貨物取扱事業者等が貨物取扱業務を行うことは可能です。
24	実施方針	5	35	SPCの行う貨物取扱業務の範囲はどこまででしょうか。	要求水準書の業務範囲を想定しています。 より効率的で利便性の高い物流機能を確保できる業務内容の提案を期待しています。
25	実施方針	5	下から1行目	①SPCが貨物取扱業務を実施するのかがどうかについて、「実施方針」や「要求水準書」の「はじめに」では、SPCは事業期間中、貨物取扱業務を行なうこととされています。一方、「要求水準書」の「性能要件」によれば、貨物取扱業務を自ら行なう場合(5ページ)と、自ら行なわない場合(6ページ)の2つの場合が記載されており、どちらでもよいように読めることから、一体、どちらが正しいのかお教え下さい。②仮に、貨物取扱業務は行っても行なわなくても良いのであるとすれば、審査に当たって、この2つのケースをどう評価するのでしょうか。貨物取扱業務を行っても行なわなくても、評価では一切差がつかないような取扱いにするのでしょうか。但し、第二次審査では、「運営計画(運営体制、セキュリティ対策等)」も重要な審査事項の1つとなっていますので、運営を行なわない場合は、この部分の評価が低くなってしまい、不利になるのではないのでしょうか。因みに、貨物取扱業務については、航空会社自身が実施するものあるいは複数の民間の取扱業者の中から航空会社が選択するのが一般的であり、施設を独占的に保有するSPCと他の業者との間で公平な競争環境を保つことは困難ではないでしょうか。	①SPCは、航空機への搭載、取卸等航空貨物の取扱いを行うことができる規定と解釈してください。 なお、SPCとして航空機への搭載、取卸等航空貨物の取扱いを自ら行わない場合においては、施設の貸与業務を行うこととなります。 ②事業者選定においては、より効率的で利便性の高い物流機能を確保できるような提案を評価します。 なお、事業者選定基準については、募集要項等公表時に示します。
26	実施方針	6	1	「航空運送事業者」の対象に所謂航空フォワーダー業者は含まれるとの理解で宜しいでしょうか？	含まれません。
27	実施方針	6	5	⑤対象施設の施工監理に関する業務について、SPCは対象施設の施工を実施する事業者を、一般競争入札により選定発注するとありますが、工区分けして発注することは可能でしょうか。	そのとおりです。 ただし、WTO政府調達協定における基準額未満に契約額を引き下げの意図の下に分割発注することは認められません。 なお、対象施設の施工を実施する事業者の選定手続については、募集要項等公表時に示します。
28	実施方針	6	5	⑤対象施設の施工監理に関する業務について、SPCは対象施設の施工を実施する事業者を、一般競争入札により選定発注するとありますが、入札方法については、平成15年度より国土交通省殿が促進されている「混合入札」による入札が適用されると考えてよろしいのでしょうか。	対象施設の施工を実施する事業者の選定手続については、募集要項等公表時に示します。
29	実施方針	6	5	⑤対象施設の施工監理に関する業務について、SPCは対象施設の施工を実施する事業者を、一般競争入札により選定発注するとありますが、事業期間中に実施する修繕工事や改良工事も一般競争入札により選定発注することになるのでしょうか。	対象施設の施工同様、WTO政府調達協定における基準額以上の修繕・改良工事については、同協定に準じて一般競争により発注することとなります。 なお、対象施設の施工を実施する事業者の選定手続については、募集要項等公表時に示します。

30	実施方針	6	6	SPCは当該施設の施工を実施する事業者を一般競争入札により選定するとありますが、SPCが見積もりした価格を超過し入札が不調に終わった場合は、どのような取扱いとなるのでしょうか。また、その場合、SPCが自ら施工を実施することは可能でしょうか。	入札が不調に終わった場合は、再入札を行います。さらに再入札も不調に終わった場合には、当該再入札における最低見積価格提出者を第一候補者として交渉を行います。これも交渉不成立の場合、順次、他の見積提出者と交渉を行うこととなります。なお、利益相反の観点から、交渉不成立の場合にSPCが自ら対象施設の施工を実施することはできないこととします。
31	実施方針	6	6	WTO政府調達協定に準じて一般競争入札により選定、発注する範囲は、対象施設の施工のみと解釈してよろしいでしょうか。物品、役務はWTO政府調達協定によらず、SPCが自由に事業者を選定、発注してよろしいでしょうか。	対象施設の施工同様、WTO政府調達協定における基準額以上の物品調達・役務については、同協定に準じて一般競争により発注することとなります。なお、対象施設の施工を実施する事業者の選定手続については、募集要項等公表時に示します。
32	実施方針	6	6	WTO政府調達協定に準じて国が指定する手続きとは具体的にどのようなものですか。SPCによる建設施工事業者の選定、発注方式は、SPC側の判断に委ねられ、設備工事と建築工事のように分離発注しても構わないと理解してよろしいでしょうか。	分離発注しても構いません。ただし、WTO政府調達協定における基準額未満に契約額を引き下げる意図の下に分離発注することは認められません。なお、対象施設の施工を実施する事業者の選定手続については、募集要項等公表時に示します。
33	実施方針	6	8	工事の入札の結果、当初予定コストが変動した場合の救済措置はあるのでしょうか。	ありません。
34	実施方針	6	12	【維持管理に関する業務】必要に応じた更新とありますが、対象施設を要求水準書に示す良好な状態に保持するため必要な場合、大規模修繕業務も本事業の範囲に含まれるのでしょうか。「対象施設等の変更」(P.19)に基づき、大規模修繕の要否や費用負担も国との協議の対象と理解してよろしいでしょうか。	対象施設を要求水準書に示す良好な状態に保持するため必要な場合における大規模修繕も本事業の範囲に含まれます。費用を国が負担することはありません。
35	実施方針	6	12	(6)事業方式について、事業期間終了時において、国又は国が指定する第三者がSPCから対象施設を時価で買い取ることでできる方式とありますが、時価の考え方を教えてください。また、仮に、事業期間終了後にSPCが引き続き事業を引き受けることになった場合も、国又は国が指定する第三者が、一旦、施設を買い取るという理解でよろしいのでしょうか。	時価の算定方法の考え方については、募集要項等公表時に示します。また、仮に本事業の事業契約の終了後に改めてSPCが対象施設の運営を実施する場合には、国又は国が指定する第三者が対象施設を買い取ることはありません。
36	実施方針	6	12	「…SPCから対象施設を時価で買い取ることでできる方式とする。」とありますが、時価の評価を行う方法としては、どのような方法を考えられているのでしょうか。また、時価の評価を行うのは、国又は国の指定する第三者及びSPCの両者にとって、第三者性を有する機関によるものと考えてよろしいでしょうか。	時価の算定方法の考え方については、募集要項等公表時に示します。
37	実施方針	6	13	買い取ることでできる方式を担保するものは何ですか？	募集要項等公表時に示します。
38	実施方針	6	13	買受者が前もって規定されている状態で時価が査定可能ですか？	時価の算定方法の考え方については、募集要項等公表時に示します。
39	実施方針	6	13	SPCの株式上場、或いは会社売却は可能でしょうか？	株式の上場に当たっては、各証券取引所の審査基準を満たす必要がありますが、これをSPCが満たすことは難しいのではないかと考えられます。会社の売却については、本事業の性質上、国はこれを認めないこととします。
40	実施方針	6	14	「事業期間が終了するまでの期間対象施設を所有するとともに」とありますが、例えば対象施設を信託受益権化すること、及びその受益権を第三者に譲渡・移転することは認められるのでしょうか？	本事業の安定的な継続を確保するため、対象施設や対象施設に係る借地権について、SPCが第三者に譲渡等を行うこと、又は抵当権等の担保物権を設定することは原則として認められません。この条件が満たされる限り、応募者からの提案を受け付けます。
41	実施方針	6	15	「事業期間終了時において、国又は国が指定する第三者がSPCから対象施設を時価で買い取ることでできる方式とする。」とありますが、買取価格は提案時点で決まるのでしょうか。それとも事業終了の平成50年度に決まるのでしょうか。	時価の算定方法の考え方については、募集要項等公表時に示します。
42	実施方針	6	15	「事業期間終了時において、国又は国が指定する第三者がSPCから対象施設を時価で買い取ることでできる方式とする。」とありますが、時価の算出方法をご提示願います。	時価の算定方法の考え方については、募集要項等公表時に示します。
43	実施方針	6	15	SPCが所有しなければならない対象施設の範囲は不動産(建物、構築物)であり、動産(機械装置、工具器具備品等)やソフトウェアについては、SPCが所有しなくてもよいという理解でよろしいでしょうか。	動産やソフトウェアについてのリースは可能です。
44	実施方針	6	15	「国又は…がSPCから対象施設を時価で買い取ることでできる方式」とのことなるも、買取自体が国の任意の行為かつ買取金額も「時価」とすると、資金調達上など(例:事業期間終了時の国による買取代金を金融機関への返済原資としている場合など)でSPCが不利を被る事態が有り、国又は国が指定した第三者が予見し得る価格で買い取ることを約束事項として頂けないでしょうか？	時価の算定方法の考え方については、募集要項等公表時に示します。
45	実施方針	6	16	本事業期間終了時SPCから対象施設を時価で買い取ることができることについて、誰がどのような方法で時価を算出するのでしょうか。	時価の算定方法の考え方については、募集要項等公表時に示します。

46	実施方針	6	16	本事業期間終了時SPCから対象施設を時価で買い取ることができることについて、買い取らない場合はSPCが継続する、又は新たにSPCを組み運営を行うという意味でしょうか。	本事業の事業期間は、事業契約締結の日から借地期間(対象施設の工事着工日から30年間を予定)の満了時までとしており、本事業の事業期間を延長することは想定していません。ただし、本事業の事業契約終了後にSPCが改めて対象施設を運営する可能性を排除するものではないので、仮に、本事業の事業契約の終了後に改めてSPCが対象施設の運営を実施する場合には、国又は国が指定する第三者が対象施設を買い取ることはありません。
47	実施方針	6	16	「対象施設を時価で買い取ることのできる方式」とありますが、買い取らないケースは想定されるのでしょうか。	本事業の事業期間は、事業契約締結の日から借地期間(対象施設の工事着工日から30年間を予定)の満了時までとしており、本事業の事業期間を延長することは想定していません。ただし、本事業の事業契約終了後にSPCが改めて対象施設を運営する可能性を排除するものではないので、仮に、本事業の事業契約の終了後に改めてSPCが対象施設の運営を実施する場合には、国又は国が指定する第三者が対象施設を買い取ることはありません。
48	実施方針	6	16	「対象施設を時価で買い取ることのできる方式」とありますが、時価評価の方法はどのようなものでしょうか。	時価の算定方法の考え方については、募集要項等公表時に示します。
49	実施方針	6	16	「対象施設を時価で買い取ることのできる方式」とありますが、買い取らない場合はどのような場合で、その後の本件事業はどうなるのでしょうか。	本事業の事業期間は、事業契約締結の日から借地期間(対象施設の工事着工日から30年間を予定)の満了時までとしており、本事業の事業期間を延長することは想定していません。ただし、本事業の事業契約終了後にSPCが改めて対象施設を運営する可能性を排除するものではないので、仮に、本事業の事業契約の終了後に改めてSPCが対象施設の運営を実施する場合には、国又は国が指定する第三者が対象施設を買い取ることはありません。
50	実施方針	6	16	事業期間終了時に、国が「時価」で買い取る場合の「時価」の決め方の基準如何？	時価の算定方法の考え方については、募集要項等公表時に示します。
51	実施方針	6	16	国又は国が指定する第三者が、「買い取ることのできる」となっているが、国が買い取らない場合、事業者側に現状回復義務はあるのか？固定資産税等の設備に係るコストは誰が負担するのか。	対象施設の買取りが発生しない場合、SPCは土地を原状回復する義務があります。また、設備に係る固定資産税等については、賦課期日における当該設備の所有者が負担します。
52	実施方針	6	16	国又は国が指定する第三者が、「買い取ることのできる」となっているが、国が買い取らない場合に、事業期間延長の余地、可能性は有るのか？すなわち、「時価」交渉期間中、及び「時価」が折り合わない場合には自動的に事業期間が延長すると言う形にしないと、「時価」交渉で民間事業者側が国に対して一方的に不利な立場に置かれることとなる。	本事業の事業期間は、事業契約締結の日から借地期間(対象施設の工事着工日から30年間を予定)の満了時までとしており、本事業の事業期間を延長することは想定していません。ただし、本事業の事業契約終了後にSPCが改めて対象施設を運営する可能性を排除するものではないので、仮に、本事業の事業契約の終了後に改めてSPCが対象施設の運営を実施する場合には、国又は国が指定する第三者が対象施設を買い取ることはありません。
53	実施方針	6	16	(6)事業方式「SPCは対象施設を設計、施工監理し、事業期間が終了するまでの期間対象施設を所有する」とありますが、対象施設内の設備についてもリース等により調達することを認めず、購入・所有せよという意味でしょうか？	リースによる調達が可能と考えています。ただし、発注方法については、WTO政府調達協定に準じて国が別途指定する手続に基づくこととなりますので、必ずしもSPC事業者が自由に提案できるわけではありません。また、分離発注することも可能ですが、WTO政府調達協定における基準額未満に契約額を引き下げの意図の下に分離発注することは認められません。
54	実施方針	6	17	「時価」とは、第2次審査資料作成においては買取時点での建物等の残存簿価を「時価」とみなしてもよろしいでしょうか？	時価の算定方法の考え方については、募集要項等公表時に示します。
55	実施方針	6	19	「借地期間」は「工事着工日から30年間」とありますが実施方針28ページでは事業契約の終了は「平成50年」とあります。事業期間終了時期の確認をいたしたくご教示ください？	対象施設の工事着工日から30年間を予定しています。
56	実施方針	6	19	「借地期間については、対象施設の工事着工日から30年間」であることから、国への土地貸付料支払も工事着工時に開始されると理解して正しいでしょうか？(言い換えると事業契約締結後も工事着工までの期間は土地貸付料支払義務は発生しない)	そのとおりです。
57	実施方針	6	19	貨物ターミナルの用地造成はエロン等事業者の事業範囲であることから、本事業に於ける「工事着工」とは、貨物ターミナル建設開始時と理解して良いでしょうか？	そのとおりです。なお、工事着工日とは、SPCが国に提出する着工届に記載される着工年月日を想定しています。
58	実施方針	6	19	SPCが国に支払う土地貸付料はいくらになるのでしょうか？また施設建設部分とそれ以外の部分の土地貸付料は同一でしょうか？	施設建設部分とそれ以外の部分の土地貸付料は同一とすることを想定しています。詳細については、募集要項等公表時に示します。
59	実施方針	6	22	貨物ターミナル地区内の関連施設は全てSPCが整備することになるため、貨物取扱料金に加え、地区入場料を課金することもできますか？	具体的な提案内容に応じて判断します。
60	実施方針	6	22	「事業契約書に特段の定めがある場合」とはどういう場合が想定されていますか。	事業契約書(案)については、募集要項等公表時に示します。
61	実施方針	6	24	「国は、本事業の実施に要する費用を支払わない」とありますが、例えばテロ等に対する安全対策として国がSPCに対して当該施設供用後に、施設面及び運営面での変更を指示した場合、それらに要する費用は国が負担すると解釈してよろしいでしょうか？	国の指示による要求水準の変更により追加費用が発生した場合、追加費用の負担に関する詳細は、国とSPCの協議事項となります。

62	実施方針	6	24	事業期間を延長することは可能でしょうか。	本事業の事業期間は、事業契約締結の日から借地期間(対象施設の工事着工日から30年間を予定)の満了時までとしており、本事業の事業期間を延長することは想定していません。ただし、本事業の事業契約終了後にSPCが改めて対象施設を運営する可能性を排除するものではありません。
63	実施方針	6	24	貨物取扱料金は全額SPCが直接利用者から受取れるとの理解でよろしいでしょうか。	自ら行う貨物取扱業務に対しては、全額SPCが直接利用者から料金を受け取ることとなります。
64	実施方針	6	24	貨物取扱料金は、航空運送事業者等との交渉により決まるものとして、国はこの決定に関与しないと前提でよろしいでしょうか。	合理的で適正な水準である範囲内において、貨物取扱料金はSPCが自由に航空運送事業者等に提案し、両者で合意した額とすることを想定していますが、国は当該料金の水準についてモニタリングすることを予定しています。
65	実施方針	6	24	貨物取扱い料金は、SPCが自由に設定できるのでしょうか。また改訂も自由に行えるのでしょうか。	合理的で適正な水準である範囲内において、貨物取扱料金はSPCが自由に航空運送事業者等に提案し、両者で合意した額とすることを想定していますが、国は当該料金の水準についてモニタリングすることを予定しています。
66	実施方針	6	24	旅客取扱施設使用料、駐車料金、施設賃貸料の価格設定および決定方法について、ご教示ください。	旅客取扱施設使用料については、本事業に直接関係のない質問と理解します。駐車料金については、駐車場の整備及び運営コストを原価として、SPCが価格を提案することを想定していますが、国の承認を受けることが必要です。また、施設賃貸料については、合理的で適正な水準である範囲内において、SPCが自由に航空運送事業者等に提案し、両者で合意した額とすることを想定していますが、国は当該料金の水準についてモニタリングすることを予定しています。なお、詳細については、募集要項等公表時に示します。
67	実施方針	6	24	旅客取扱施設使用料、駐車料金、施設賃貸料の価格設定および決定方法について、国の関与の有無を教えてください。	旅客取扱施設使用料については、本事業に直接関係のない質問と理解します。駐車料金については、駐車場の整備及び運営コストを原価として、SPCが価格を提案することを想定していますが、国の承認を受けることが必要です。また、施設賃貸料については、合理的で適正な水準である範囲内において、SPCが自由に航空運送事業者等に提案し、両者で合意した額とすることを想定していますが、国は当該料金の水準についてモニタリングすることを予定しています。なお、詳細については、募集要項等公表時に示します。
68	実施方針	6	24	「利用事業者からの貨物取扱料金等により」との記述がありますが、貨物取扱料金等とは航空運送事業者等に対して貸与する施設賃料(整備費と運営費から計算)のことなのでしょうか、或いは、整備費と運営費から計算した、例えば貨物トン当りの料金のことなのでしょうか。	SPCは、貨物取扱業務を自ら行う場合には貨物取扱料金(例えば貨物トン当たりの料金)、自ら行わない場合には航空運送事業者等からの施設賃貸料等により、本事業の実施に要した費用を回収することとなります。
69	実施方針	6	28	取扱料金・家賃等は自由に改定できるのでしょうか。	合理的で適正な水準である範囲内において、貨物取扱料金等はSPCが自由に航空運送事業者等に提案し、両者で合意した額とすることを想定していますが、国は当該料金の水準についてモニタリングすることを予定しています。
70	実施方針	7	9	(9)本事業に関する事業者との協議について、ターミナルビルに鉄道事業者の駅が設置されることになると思いますが、資産所有の形態や国有地の貸付料の取扱いはSPCと鉄道事業者の協議事項となるのでしょうか。	本事業において、資産所有の形態や国有地の貸付料の取扱いについては、鉄道事業者との協議事項はありません。
71	実施方針	7	10	事業契約後に関係事業者との調整の結果、工事費の増額が生じた場合の費用は国側負担と考えていいのでしょうか。また、調整に関して折り合いがつかない場合、国が最終調整をすることを考えていいのでしょうか。	関係事業者間における費用負担については、原則としてSPCと関係者との間で調整するものとし、国は負担しません。
72	実施方針	7	10	関係事業者との間で行われる工事施工や費用負担等の協議について、時期、協議対象内容、協議の進め方等についてご教授願います。	関係事業者間における費用負担については、原則としてSPCと関係者との間で調整するものとし、国は負担しません。
73	実施方針	7	10	関係事業者との協議でSPCに新たな負担が生じる可能性があるのでしょうか。その場合の負担方法についてご教示願います。	関係事業者間における費用負担については、原則としてSPCと関係者との間で調整するものとし、国は負担しません。
74	実施方針	7	10	「SPCは、……相互の調整を図るとともに、…協議を行う…」とありますが、国は協議に関与されないのでしょうか。「…工事施工、費用負担等について…」とありますが、例えばどのような費用負担を指すのでしょうか。	工程調整については関係者連絡会(仮称)において行う予定ですが、具体的な取り進め方については現時点では未定です。関係事業者間における費用負担については、原則としてSPCと関係者との間で調整するものとし、国は負担しません。
75	実施方針	7	11	「SPCは、国が本事業と並行して実施する事業と必要な相互の調整を図る、～」とありますが、調整に係る費用は国が負担されるとの理解でよろしいでしょうか。	関係事業者間における費用負担については、原則としてSPCと関係者との間で調整するものとし、国は負担しません。
76	実施方針	7	13	SPCは関係事業者との間で、工事施工、費用負担等についての協議を行うこととなっていますが、どのような協議を想定されているのでしょうか。入札後でないコスト算出が不可能である、という状況を指すのであれば、提案上差しつかえます。	関係事業者間における費用負担については、原則としてSPCと関係者との間で調整するものとし、国は負担しません。

77	実施方針	7	18	「供給事業者(上下水道、電力、ガス、通信)」のうち、上下水道については、空港設置管理者(=国)が整備するものと理解してよろしいでしょうか。	環八通りに国において敷設されている上下水道本管に、SPCが本事業に必要な配管を接続することとします。
78	実施方針	7	19	関係者連絡会(仮称)で取り扱われる課題について結論が出ない場合、国が責任を持って対応すると考えていいのでしょうか？また、それによって発生した費用の負担は国が支払うと考えていいのでしょうか？	工程調整については関係者連絡会(仮称)において行う予定ですが、具体的な取り進め方については現時点では未定です。 関係事業者間における費用負担については、原則としてSPCと関係者との間で調整するものとし、国は負担しません。
79	実施方針	7	19	関係者連絡会(仮称)について、どのような組織編成を想定されているのでしょうか。(例:エプロン事業者が代表者等)	工程調整については関係者連絡会(仮称)において行う予定ですが、具体的な取り進め方については現時点では未定です。
80	実施方針	7	19	(10)工程調整に関する関係者連絡会(仮称)の設置について、現状、関係者連絡会(仮称)の運営は、国殿が主体となって行われるという理解でよろしいでしょうか。	工程調整については関係者連絡会(仮称)において行う予定ですが、具体的な取り進め方については現時点では未定です。
81	実施方針	7	19	(10)工程調整に関する関係者連絡会(仮称)の設置について、現状、国内ターミナルを運営しておられる空港施設株式会社及び日本空港ビルディング株式会社との連携も重要であると考えますが、関係者連絡会(仮称)のメンバーに、空港施設株式会社、日本空港ビルディング株式会社も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	工程調整については関係者連絡会(仮称)において行う予定ですが、具体的な取り進め方については現時点では未定です。
82	実施方針	7	19	国が「関係者連絡会」(仮称)を設置することとなるも、SPC及び関係事業者間での相互の調整が決着しない場合は国が調整を行うのでしょうか？その調整の結果によっては、必要に応じて事業契約は変更されると理解して良いのでしょうか？	工程調整については関係者連絡会(仮称)において行う予定ですが、具体的な取り進め方については現時点では未定です。 関係事業者間における費用負担については、原則としてSPCと関係者との間で調整するものとし、国は負担しません。調整の結果によりますが、事業契約を変更することは想定していません。
83	実施方針	7	19	「工程調整に関する関係者連絡会(仮称)」の設置者と座長は誰でしょうか。	工程調整については関係者連絡会(仮称)において行う予定ですが、具体的な取り進め方については現時点では未定です。
84	実施方針	8	9	「事業終了時点においても、対象施設を要求水準に示す良好な状態に保持しなければならない。」とありますが、更新時期に差し掛かる機器・施設等は設備更新を行なわずとも、その時点で要求水準を満足していればよいと理解してよろしいでしょうか。	そのとおりです。
85	実施方針	8	9	事業期間終了時の措置について、要求水準書に示す良好な状態とは具体的にどのような状態を指すのでしょうか。	要求水準を満たしている状態を指します。
86	実施方針	8	9	対象施設の経年劣化は許容されるとして理解しますが、施設の物理的耐用年数を何年程度と想定おられるのでしょうか。(業務要求水準書(案)にも記載見当たりません)	本事業の施設整備に当たって、構造・仕様等によって、施設の物理的耐用年数が異なることから、SPCの判断と考えています。
87	実施方針	8	14	本事業は独立採算となっているため、通常のVFM計算は不可能と理解していますが、「効果的」又は「合理的」とは具体的にどのような基準を示しているのでしょうか。	公共サービスの提供が、一定の利用料金収入の下で、民間事業としての収益水準と安定性を有しているかという検証を行うことを想定しています。
88	実施方針	8	14	特定事業の選定において、SPCが支払う地代は考慮されますでしょうか。	特定事業の選定に当たっては、民間事業としての収益水準と安定性を有しているかの検証を行うこととし、SPCが支払う地代の多寡をVFMとして算定することは想定していません。
89	実施方針	8	17	本件を「選定事業」とするための具体的な基準如何。どのような場合(例示)に、特定事業の選定を行わないこととなるのか？	公共サービスの提供が、一定の利用料金収入の下で、民間事業としての収益水準と安定性を有していることが認められない場合が想定されます。
90	実施方針	8	22	旅客ターミナルビル事業も同時期に特定事業としての事業実施を予定していますが、万が一いずれかが特定事業に選定されなかったとしても、選定された事業は予定どおり実施されると理解してよろしいでしょうか。	そのとおりです。
91	実施方針	9	2	1. 民間事業者の募集及び選定に係る基本的な考え方について、公募型プロポーザル方式が採用されるということは、国殿と選定事業者の間で、事業者選定前に公表される基本協定(案)、事業契約(案)の変更も認められるという理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
92	実施方針	9	2	1. 民間事業者の募集及び選定に係る基本的な考え方について、第一次審査の得点は、第二次審査にキャリアオーバーされるのでしょうか。	第一次審査はSPCとして必要な基本的能力を問うこととし、その得点は第二次審査には引き継がないことを予定しています。
93	実施方針	9	2	1. 民間事業者の募集及び選定に係る基本的な考え方について、定量的評価及び定性的な評価についてどのようにお考えでしょうか。	事業者選定基準については、募集要項等公表時に示します。
94	実施方針	9	11	旅客ターミナルビル事業も同時期に特定事業としての事業実施を予定していますが、両事業の有識者等委員会の委員は同一であると理解してよろしいでしょうか。	有識者等委員会の構成員については、募集要項等公表時に示します。
95	実施方針	9	21	「提出資料の作成に関する説明会を開催することを予定している。」とありますが、いつ頃開催予定とお考えでしょうか。	募集要項等公表時に示します。
96	実施方針	10	4	応募者を対象に必要なに応じてヒアリングを行うとありますが、プレゼンテーションを行うことは想定されているのでしょうか。	ヒアリングの方法については、ヒアリング参加者に通知することを想定しています。
97	実施方針	10	4、23	ヒアリング時のプレゼンテーション手法や制約は募集要項に示されるのでしょうか。	ヒアリングの方法については、ヒアリング参加者に通知することを想定しています。

98	実施方針	10	7	第一次審査により応募者を絞り込む予定とのことですが、絞り込みにあたって順位はつけるのでしょうか。またその場合、順位は第二次審査に影響するのでしょうか。	第一次審査はSPCとして必要な基本的能力を問うこととし、その得点は第二次審査には引き継がないことを予定しています。
99	実施方針	10	8	SPC構成員会社が持つ類似業務実績でよろしいのでしょうか？	応募企業、構成員又は協力会社の業務実績とすることを想定しています。
100	実施方針	10	15	第一次審査事項として、・全体事業方針、・事業実施体制、・類似業務実績の3点が掲げられていますが、第一次審査事項は、コスト的な観点よりは、本事業を実施する事業者としての能力があるかという観点で審査されるという理解でよろしいのでしょうか。	第一次審査はSPCとして必要な基本的能力を問うことを想定しています。詳細については、募集要項等公表時に示します。
101	実施方針	10	16	第一次審査資料を構成する要素のひとつに「全体事業方針」がありますが、その具体的項目はどのようなものでしょうか。	詳細については、募集要項等公表時に示します。
102	実施方針	10	18	(7)第一次審査及び審査結果の通知の内、第一次審査事項にある「類似業務実績」とは、国際航空貨物の取扱業務のみを指すのでしょうか、それとも国際港湾貨物取扱、国内航空貨物取扱、国内貨物取扱、の各業務も類似業務実績と判断されるのでしょうか。	国際線貨物ターミナルの運営実績のみを指すのではなく、広く基本的な能力を審査することを検討します。 詳細については、募集要項等公表時に示します。
103	実施方針	10	18	第一次審査事項における「類似業務実績」とは、どのような業務をお考えなのでしょうか。ご教示下さい。	国際線貨物ターミナルの運営実績のみを指すのではなく、広く基本的な能力を審査することを検討します。 詳細については、募集要項等公表時に示します。
104	実施方針	10	18	一次審査事項の「類似業務実績」の類似とは、具体的にどのような様な業務を想定していますか。	国際線貨物ターミナルの運営実績のみを指すのではなく、広く基本的な能力を審査することを検討します。 詳細については、募集要項等公表時に示します。
105	実施方針	10	18	第一次審査事項の「類似業務実績」とは国際線貨物ターミナルの運営実績と理解してよろしいのでしょうか。	国際線貨物ターミナルの運営実績のみを指すのではなく、広く基本的な能力を審査することを検討します。 詳細については、募集要項等公表時に示します。
106	実施方針	10	18	どこまでの業務が類似と認定されるのでしょうか？	国際線貨物ターミナルの運営実績のみを指すのではなく、広く基本的な能力を審査することを検討します。 詳細については、募集要項等公表時に示します。
107	実施方針	10	18	第一次審査では、「類似業務実績」も審査事項になるとのことですが、具体的にどのような業務実績を念頭に置いているのでしょうか。類似業務になるものとそうでないものとの具体例を示していただきたい。(旅客ターミナル事業でも質問)	国際線貨物ターミナルの運営実績のみを指すのではなく、広く基本的な能力を審査することを検討します。 詳細については、募集要項等公表時に示します。
108	実施方針	11	3	同上(No. 25に同じ。)	①SPCは、航空機への搭載、取卸等航空貨物の取扱いを行うことができる規定と解釈してください。 なお、SPCとして航空機への搭載、取卸等航空貨物の取扱いを自ら行わない場合においては、施設の貸与業務を行うこととなります。 ②事業者選定においては、より効率的で利便性の高い物流機能を確保できるような提案を評価します。 なお、事業者選定基準については、募集要項等公表時に示します。
109	実施方針	11	5	料金設定には、土地の地代が含まれていなが、定量評価の対象ではないとの理解でよろしいのでしょうか。	事業者選定基準については、募集要項等公表時に示します。
110	実施方針	11	5	料金設定には、土地の地代が含まれていなが、募集要項等でこれを提示し、すべての応募者は一定の前提をベースに提案することとなりますでしょうか。	事業者選定基準については、募集要項等公表時に示します。
111	実施方針	11	5	応募者は、航空旅客からの貨物取扱料金の金額を提案して、この金額が確定することになりますでしょうか。提案の前提条件(例えば需要予想)が応募者に帰すべきでない理由により変更となった場合、貨物取扱料金の改定を行うことが可能でしょうか。	合理的で適正な水準である範囲内において、航空貨物取扱量の変化に応じた貨物取扱料金の改定の提案を行うことは可能です。なお、国は当該料金の水準についてモニタリングすることを予定しています。
112	実施方針	11	5	第二次審査選定基準の項目として挙げられている「貨物取扱料金」について、国で想定している制限はないのでしょうか。	合理的で適正な水準である範囲内において、貨物取扱料金はSPCが自由に航空運送事業者等に提案し、両者で合意した額とすることを想定していますが、国は当該料金の水準についてモニタリングすることを予定しています。
113	実施方針	11	5	第二次審査選定基準の「料金設定(貨物取扱料金等の設定)」の「等」について、具体的には何を想定されているのでしょうか。また、土地貸付料は含まれないという理解でよろしいのでしょうか。	事業者選定基準については、募集要項等公表時に示します。

114	実施方針	11	5	募集要項公表時に示すものとして、貨物取扱料金等の設定がありますが、貨物取扱料金とは何を指すのでしょうか。航空会社に提供する地上業務の料金は航空会社との2社間契約であり、公表されるべきものではありません。また、いわゆる荷主料金についても、SPC以外の他の貨物取扱業者あるいは航空会社も同様の料金を設定するにあたり、国による審査を受けるのでしょうか。	SPCは、貨物取扱業務を自ら行う場合には貨物取扱料金、自ら行わない場合には航空運送事業者等からの施設賃貸料等により、事業の実施に要した費用を回収することとなります。また、貨物取扱料金等は、合理的で適正な水準である範囲内において、SPCが自由に航空運送事業者等に提案し、両者で合意した額とすることを想定していますが、国は当該料金の水準についてモニタリングすることを予定しています。なお、事業者選定基準については、募集要項等公表時に示します。
115	実施方針	11	15	審査事項に「類似業務実績」とありますが、具体的にどのようなものをお考えですか。事例等で示していただきたい。	国際線貨物ターミナルの運営実績のみを指すのではなく、広く基本的な能力を審査することを検討します。詳細については、募集要項等公表時に示します。
116	実施方針	11	18	類似業務実績とは空港貨物ターミナルビルにかかわる運営・整備の実績のことを指すと解釈してよろしいでしょうか。	国際線貨物ターミナルの運営実績のみを指すのではなく、広く基本的な能力を審査することを検討します。詳細については、募集要項等公表時に示します。
117	実施方針	11	24	SPCの本社所在地を貨物ターミナルの所在地とすることは可能でしょうか。	可能です。
118	実施方針	11	24	旅客ターミナルビル事業も同時期に特定事業としての事業実施を予定していますが、仮に両事業者の落札者が同一の民間事業者となった場合、SPCの実態(出資者構成、役員等)が同じでも構わないと理解してよろしいでしょうか。	SPCの実態が同じでも構いませんが、会社は2つ設立する必要があります。
119	実施方針	12	1	特定事業の選定の取消として、応募者がいない場合等に選定事業者を決定しない由であるが、入札の結果、応募者が一社/一グループのみであった場合でも事業者を決定するのか？	応募があった一社(一グループ)について、事業者選定手続を実施します。
120	実施方針	12	1	「応募者がいない場合、…特定事業の選定を取り消す」とのことですが、応募者が1社(もしくは1グループ)の場合はどうなるのでしょうか？	応募があった一社(一グループ)について、事業者選定手続を実施します。
121	実施方針	12	15	選定事業者の提出書類の著作権を国に譲渡する理由をお教えください。	著作権の取扱いについては、募集要項等公表時に示します。
122	実施方針	12	15	「選定事業者の提出書類の著作権は、今回の事業契約の締結により国に譲渡」とあるが、これは有償でしょうか無償でしょうか？	著作権の取扱いについては、募集要項等公表時に示します。
123	実施方針	12	22	応募者からの提出書類を一部公開する場合があるとのことですが、ここでの「一部」とは何を指すのでしょうか。また、公開される場合には、事前にSPCにその旨通知されるという理解でよろしいでしょうか。	評価事項について公表することから、事前に通知を行うことは考えていません。なお、詳細については、募集要項等公表時に示します。
124	実施方針	13	6	応募者の構成に関し、「応募企業又は応募グループを構成する企業が本事業の遂行上果たす役割等」は、資本出資以外の何らかの事業遂行上の積極的な役割を果たすことを期待しているのでしょうか。また、そうでない場合は要件を欠くことになるのでしょうか。	応募企業又は応募グループを構成する企業は、資本出資のほか、「対象施設の運営に関する業務」や「対象施設の整備に関する業務」を行うことが想定されます。
125	実施方針	13	6	旅客ターミナルビル事業も同時期に特定事業としての事業実施を予定していますが、民間事業者は、応募グループの構成の如何を問わず、両事業に応募できると理解してよろしいでしょうか。	そのとおりです。
126	実施方針	13	6	応募グループに航空運送事業者が含まれる場合、そのグループが落選した場合も、当該航空運送事業者が施設を借り受けることは可能なのでしょうか。	可能です。
127	実施方針	13	7	資料提出以降(特に第2次審査資料提出期限以降、選定事業者候補者決定時までの期間)、代表企業・構成員・協力企業間の業務分担変更は認められるのか？	第二次審査資料の提出期限の日から選定事業者候補者の決定の時までの期間を除き、国が事業の実施に支障がないと判断し、事前に書面による承諾を行った場合には、代表企業、構成員、協力会社間の業務分担の変更を認めます。
128	実施方針	13	11	「構成員は、SPCに出資を行うものとする」とありますが、これは『すべての』構成員が『必ず』出資する必要がある」と解釈してよろしいでしょうか？	そのとおりです。
129	実施方針	13	13	SPCは商法に定める「大会社」あるいは「みなし大会社」にするとありますが、それ以外にSPCの資本金額に要件(いくら以上)があるのでしょうか。	それ以外の資本要件はありません。
130	実施方針	13	13	SPC事業者は、「大会社」あるいは「みなし大会社」に該当するように必要な措置をとることとありますが、必要な措置はSPC設立後直ちにとらなければならないのか、それとも、ターミナルビル供用までにとればよいということでもよろしいのでしょうか。	事業契約締結の日までに、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」に定める「大会社」又は「みなし大会社」に該当するように必要な措置をとることを求めます。
131	実施方針	13	14	応募企業・構成員の出資の最低限度額は定めるのでしょうか。	ありません。
132	実施方針	13	16	応募企業、構成員以外の出資について基本的には制限がないとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針P. 13の3.(1)②に規定する要件を除き、出資については基本的に制限することは想定していません。
133	実施方針	13	16	実施方針第2 3.(1)①にある「構成員」の定義から、本項で言う「構成員である株主」は複数企業でも良いと理解するも正しいでしょうか？ 即ち応募グループを構成する複数企業(=「構成員」、但し「代表企業」を含む)が「SPCの株主総会における全議決権の2分の1を超える議決権」を保有すれば要件を満たすと理解してよろしいでしょうか？	実施方針P. 13の3.(1)②(ア)に規定する要件については、そのとおりです。
134	実施方針	13	18	本項で言う「株主」とは単独企業を意味すると理解しますが、正しいでしょうか？	個人でも構いません。

135	実施方針	13	18	(イ)の意味するところは、構成員ではない株主が持っている株の総数は、構成員である株主の中の筆頭株主の株数を上回ってはいけないという意味でしょうか。例えば、構成員ではない株主が3人いて、それぞれ10%ずつ持っているとする(計30%)、構成員である筆頭株主は30%超を持っていないといけないということでしょうか。(旅客ターミナルビル事業でも質問)	構成員ではない株主が持っている株式の総数ではなく、構成員ではない株主が持っている株数が構成員である株主の中の筆頭株主の株数を上回ってはいけないという意味です。
136	実施方針	13	20	融資金融機関から「SPCの株式に担保権等の設定をしたい」との依頼がある可能性が予想されますが、国の事前承認の可能性はありますでしょうか？	事業の実施に支障がないと判断した場合に、国は書面による承諾を行います。
137	実施方針	13	20	代表企業、構成員、協力会社(「構成員等」)の変更は認めないとされ、またSPCの株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまでSPCの株を保有することとされているが、構成員等以外の株主も、全事業期間を通じてSPCの株式を保有しつづける義務があるということか？	SPCの株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまでSPCの株式を保有することとしますが、国の事前の書面による承諾がある場合には、譲渡を行うことができることとします。
138	実施方針	13	20	SPCの株主が本事業の事業契約が終了するまで保有しなければならない株式には、議決権を持たない優先株や株主劣後ローンは含まれないと理解してよろしいでしょうか。	募集要項等公表時に示します。
139	実施方針	13	20	SPCが保有する株式は、議決権、保有割合の規定を守る範囲において、代表企業・構成員間における株の売買を行なうことは可能でしょうか。	国の事前の書面による承諾がある場合には可能です。
140	実施方針	13	20	(ウ)でいう「国の事前の書面による承諾」の「事前」とは、どういうタイミングなのでしょう。コンソーシアムを組んで応札している段階なのか、SPCを組成した段階なのか、それとも、SPCを組成して何年か経過し、実際に処分を行なう段階でもいいのでしょうか。(旅客ターミナルビル事業でも質問)	実際に処分を行う段階ですが、詳細については、募集要項等公表時に示します。
141	実施方針	13	21	金融機関への担保権の設定を始めとして、どういった場合に、国が書面による承諾を行うのでしょうか。	事業の実施に支障がないと判断した場合に、国は書面による承諾を行います。
142	実施方針	13	22	SPCの株式に担保権等の設定するための手続き等をご教授願います。	国の事前の書面による承諾がある場合には可能です。
143	実施方針	13	24	応募企業又は構成員は、SPCに出資を行うものとありますが協力会社については、SPCに出資をせずに応募企業、構成員から業務を受託できるという意味でよろしいでしょうか。	協力会社は、SPCから実施方針P. 14の3.(1)③(ア)(イ)の業務を直接受託、又は請け負うことを予定している者をいいますが、協力会社はSPCに出資を行う必要はありません。
144	実施方針	13	24	③全体の記述のうち、次頁の「なお、」の前までの記述の意味は、応募者は、応募企業または応募グループの構成員、および協力会社の名前を明らかにすること、(ア)(イ)の各業務を担当する応募企業または構成員、および協力会社の名前を明らかにすること、という理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
145	実施方針	13	24	「応募者は、応募に当たり、…」とありますが、第一次審査資料に於いても、「応募企業、構成員又は協力企業を明らかにする」必要有りますでしょうか？	そのとおりです。
146	実施方針	13	24	「協力企業」はSPCに出資を行わない企業と理解しますが、正しいでしょうか？	協力会社はSPCに出資を行う必要はありません。
147	実施方針	13	25	SPCの株を売却する場合、国の承諾要件はどのようなものが考えられますか。	募集要項等公表時に示します。
148	実施方針	13	26	応募の時点で明記された業務以外の協力会社を明確化できない場合は、登録しなくてもよいとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針P. 14の3.(1)③(ア)(イ)の業務以外の業務を実施する会社は「協力会社」には該当しません。
149	実施方針	13	28	「…応募企業、構成員又は協力会社が以下の業務に携わることを予定している場合には、応募者はその旨を明らかにする。」とあることから、応募企業、構成員又は協力会社は必ずしもSPCから業務(15頁記載)を受託又は請け負う必要はないものと理解してよろしいでしょうか。	応募企業及び構成員は必ずしもSPCから業務を受託又は請け負う必要はありません。実施方針P. 14の3.(1)③(ア)(イ)の業務について、SPCから直接業務を受託し又は請け負う事業者を協力会社と定義します。
150	実施方針	13	28	SPCの業務の一部を「応募企業、構成員又は協力会社」以外の企業に受託又は請け負わせることも可能だと理解しますが、正しいでしょうか？	実施方針P. 14の3.(1)③(ア)(イ)の業務を「応募企業、構成員又は協力会社」以外の企業に委託又は請け負わせることはできません。
151	実施方針	14	5	「対象施設の維持管理」については、施工を実施する事業者が施工後に維持管理を行うことができないという意味でしょうか。具体的には、維持管理業務の中で、修繕や更新業務は施工を実施する事業者で担当させることも事業的には考えられます。	「対象施設の維持管理に関する業務」は、応募企業、構成員又は協力会社が実施することとなりますが、応募企業、構成員又は協力会社と同一の者又は相互に資本関係若しくは人的関係のある者が、対象施設の施工を実施する事業者となることはできません。また、対象施設の施工同様、WTO政府調達協定における基準額以上の修繕・改良工事については、同協定に準じて一般競争により発注することとなります。なお、対象施設の施工を実施する事業者の選定手続については、募集要項等公表時に示します。
152	実施方針	14	9	「応募企業、構成員又は協力会社と同一の者…は、対象施設の施工を実施する事業者となることはできない」とありますが、SPCがCM(コンストラクションマネジメント)業務を行い、施設の施工を分割発注する方式を採用することは可能でしょうか。	分割発注しても構いません。ただし、WTO政府調達協定における基準額未満に契約額を引き下げる意図の下に分割発注することは認められません。なお、対象施設の施工を実施する事業者の選定手続については、募集要項等公表時に示します。

153	実施方針	14	11	3.応募者の参加資格要件 (1)応募者の構成 ④において、「応募企業、構成員または協力会社と同一の者、または相互に資本関係もしくは人的関係のある者が、対象施設の施工業者となることはできない」とありますが、構成員が施工業者より再委託を受ける場合は問題ないと理解してよろしいでしょうか？	構成員が対象施設の施工を実施する事業者より再委託を受けることは認められません。
154	実施方針	14	24	(イ)人的関係について、役員のご定義をご教示ください。例えば、監査役や執行役員は、役員のご定義となるのでしょうか。会社の役員には、社外取締役は含まれるのでしょうか。	役員とは、 ①会社の代表権を有する取締役(代表取締役) ②取締役(社外取締役を含む。ただし、委員会等設置会社の取締役を除く。) ③会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人 ④委員会等設置会社における執行役又は代表執行役をいいます。
155	実施方針	14	25	応募者は代表企業、構成員又は協力会社の業務分担を第1次審査後に変更することは可能でしょうか？	第二次審査資料の提出期限の日から選定事業候補者の決定の時までの期間を除き、国が事業の実施に支障がないと判断し、事前に書面による承諾を行った場合には可能とします。ただし原則として、提案内容が変化するような構成員等の変更は認めません。
156	実施方針	14	28	「役員」について、監査役は該当しないと解釈してよろしいでしょうか。	役員とは、 ①会社の代表権を有する取締役(代表取締役) ②取締役(社外取締役を含む。ただし、委員会等設置会社の取締役を除く。) ③会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人 ④委員会等設置会社における執行役又は代表執行役をいいます。
157	実施方針	14	28	ここでの「役員」には、委員会等設置会社における執行役や、社外取締役、常勤監査役、非常勤監査役等を含むのでしょうか。	役員とは、 ①会社の代表権を有する取締役(代表取締役) ②取締役(社外取締役を含む。ただし、委員会等設置会社の取締役を除く。) ③会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人 ④委員会等設置会社における執行役又は代表執行役をいいます。
158	実施方針	15	5	①代表企業、構成員又は協力会社については、変更できないのが原則で、変更せざるを得ない事情が生じた場合は、国と協議して変更が認められることもあるとされていますが、例えば、どのような場合なのでしょうか。具体的な事例を挙げていただきたい。②但し、第二次審査資料を提出後、事業候補者決定の時までの間については、いかなる事情があっても、変更は認められないということなのでしょうか。③そうであるとすれば、それは何故でしょうか。(旅客ターミナル事業でも質問)	①第二次審査資料の提出期限の日から選定事業候補者の決定の時までの期間を除き、国が事業の実施に支障がないと判断し、事前に書面による承諾を行った場合には、代表企業、構成員又は協力会社の変更を認めます。 ②そのとおりです。 ③提案内容に影響が出るおそれがあり、公正な評価ができなくなるおそれがあるためです。
159	実施方針	15	6	「⑥代表企業、構成員…、国はその事情を検討のうえ、国が認めた場合はこの限りではない。」とありますが、国が認める場合とはどのような場合でしょうか。また、例えば競争の結果落選した企業が落札した企業グループに参加することは認められるのでしょうか。	国が必要と認め、かつ本事業に影響を及ぼさないと判断した場合には代表企業、構成員又は協力会社の変更を認めます。なお、公正な競争の確保の観点から、競争の結果落選した企業が落札した企業グループに参加することは、認められません。
160	実施方針	15	6	資料提出以降(特に第2次審査資料提出期限以降、選定事業候補者決定時までの期間)、代表企業・構成員・協力企業(「構成員等」)の変更が認められないとされる理由は何か？事業の詳細を詰めていく過程(第2次審査期間中も含む)で構成員等変更が避けられないケースが有り得る。	提案内容に影響が出るおそれがあり、公正な評価ができなくなるおそれがあるためです。
161	実施方針	15	6	構成員等を変更せざるを得ない事情が生じた場合とは、具体的にどのような事情が考えられますか。	参加資格要件の欠格事由に該当した場合が考えられます。
162	実施方針	15	6	構成員等を変更せざるを得ない事情が生じた場合、構成員等に代わる企業を応募グループ以外から新たに加えることは可能でしょうか。	第二次審査資料の提出期限の日から選定事業候補者の決定の時までの期間を除き、国が事業の実施に支障がないと判断し、事前に書面による承諾を行った場合には可能とします。
163	実施方針	15	6	構成員等を変更せざるを得ない事情が生じた場合、第一次審査の結果は変更前後でどのように扱われるのでしょうか。	第二次審査資料の提出期限の日から選定事業候補者の決定の時までの期間を除き、国が事業の実施に支障がないと判断し、事前に書面による承諾を行った場合には、構成員等の変更を可能とします。ただし、原則として、提案内容が変化するような構成員等の変更は認めません。
164	実施方針	15	6	構成員等を変更せざるを得ない事情が生じた場合の対応についてご教示願います。	国と協議することとなります。
165	実施方針	15	7	代表企業・構成員又は協力会社を変更できない期間は、いつまででしょうか。	第二次審査資料の提出期限の日から選定事業候補者の決定までの期間を除き、国の承諾を得た場合には、期間の制限はありません。
166	実施方針	15	7	SPCの出資者を変更できない期間(売却制限期間)は、いつまででしょうか。	第二次審査資料の提出期限の日から選定事業候補者の決定までの期間を除き、国の承諾を得た場合には、期間の制限はありません。

167	実施方針	15	8	構成員又は協力会社の変更について、国はその事情を検討するとされていますが、どういった事情の場合に、代表企業、構成員又は協力会社の変更が認められるのでしょうか？また、本件は事業契約の決定までの期間について定めるものであって、30年間の事業期間にわたって、構成員または協力会社の変更を認めないということではないと理解してよろしいでしょうか？	第二次審査資料の提出期限の日から選定事業候補者の決定の時点までの期間を除き、国が事業の実施に支障がないと判断し、事前に書面による承諾を行った場合には、代表企業、構成員又は協力会社の変更を認めます。
168	実施方針	15	11	「当該応募グループの代表企業、構成員又は協力会社のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募グループの代表企業、構成員又は協力会社となることは認めない。ただし、当該応募グループの協力会社と資本関係又は人的関係のある者が他の応募グループの協力会社である場合を除く」とありますが、これは、親子間で複数のグループの協力会社になることのみが認められる、という理解でよろしいですか。	Aグループの協力会社と資本関係又は人的関係のある者が、Bグループの協力会社となることはできるという趣旨です。
169	実施方針	15	15	ただし書き(ただし、当該応募者の協力企業と・・・)以降の趣旨をご説明ください。	Aグループの協力会社と資本関係又は人的関係のある者が、Bグループの協力会社となることはできるという趣旨です。
170	実施方針	15	25	参加資格要件に「航空局所掌の工事請負契約に基づく指名停止を受けていない」とされています。当該条件は構成員・協力会社に共通の資格要件ですが、このことは全ての構成員・協力会社が、航空局所掌の工事請負契約に係る事前の指名登録が完了していることを要求しているわけではない、との理解で差し支えないでしょうか。また、事前の指名登録が完了している構成員が必ず含まれていることを参加資格要件として要求しているのでしょうか。	航空局所掌の工事請負契約に係る事前の指名登録については要求していません。
171	実施方針	15	30	国から検討を受託した会社及び協力者と応募者との関係に関しては、本件の検討調査業務を公募した際の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示・第1012号(平成16年6月21日)」6.(7)と同義であるべきことから、本項の「人的関係」、ひいては「役員」(実施方針14頁、3.(1)⑤(イ)も、前述公募の規定と同じく”代表権もしくは業務執行権を有する取締役もしくは社員”と規定し、従い、本実施方針に規定せる「役員」から、「社外取締役」並びに「監査役」は除外される、と理解しますが正しいでしょうか？	役員とは、 ①会社の代表権を有する取締役(代表取締役) ②取締役(社外取締役を含む。ただし、委員会等設置会社の取締役を除く。) ③会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人 ④委員会等設置会社における執行役又は代表執行役をいいます。
172	実施方針	16	6	外国法人において、(ア)(イ)につき同等の要件を満たしていると国が確認できることが必要となっており、確認方法は募集要項等公表時に示すとなっていますが、参加表明期限までの間に準備することが時間的に十分可能な確認方法を検討しておられるのでしょうか。	募集要項等公表時から第一次審査資料受付までの間に準備することが時間的に十分可能な確認方法を想定しています。
173	実施方針	16	9、23	②設計企業③施工監理企業の参加要件が今後増えることがありますか。	現時点では想定していません。
174	実施方針	17	7	SPCが選定する対象施設の施工を実施する事業者の参加資格要件は、国が事前に指定するという理解でよろしいでしょうか。	対象施設の施工を実施する事業者の参加資格要件については、募集要項等公表時に示します。
175	実施方針	17	8	「対象施設の施工を実施する事業者の参加資格要件については募集要項等公表前に公表」となっていますが、現時点での公表できる条件があればご提示下さい？	対象施設の施工を実施する事業者の参加資格要件については、募集要項等公表時に示します。
176	実施方針	18	3	SPCとして適性なリスク管理を検討する上で、本事業に関して国が付保を予定している保険等の内容をご提示願います。また、SPCに対して付保を求める保険等があればあわせてご提示願います。	国が付保を予定している保険はありません。
177	実施方針	18	14	施工を担当する受託企業の破綻により、SPCが履行保証保険の金額を超える損害を被った場合、このリスクはSPCのリスクとなりますでしょうか。	そのとおりです。
178	実施方針	18	14	(1)設計及び施行の履行の確保について、SPCが、当該事業者との間で、施行費相当分の100分の10以上について、履行保証保険付保等による施行期間中の履行保証を行うことを求めることを想定しているのとありますが、履行保証を行うことを求めなくてもよいという理解でよろしいでしょうか。	SPCの判断とします。
179	実施方針	18	15	「本契約に係る設計の契約保証金は免除する」とありますが、この保証金は何について、誰が誰に支払うもののでしょうか。	通常の公共事業においては事業者が設計の契約保証金を国に支払うことが必要ですが、本契約においては免除することとします。
180	実施方針	18	20	監視の結果、SPCの責任が履行されていないと判明された場合、国のSPCに対する措置は、契約の解除以外、どういうことを想定されているのでしょうか。	国はSPCに対して改善勧告を行い、一定期間内に改善・復旧計画の提出及び実施を求め、SPCが当該期間内に修復することができなかった場合は、契約解除とすることを想定しています。
181	実施方針	18	28	設計における国の確認期間はどのくらいと考えればよろしいでしょうか。	設計期間中に定期的な確認を行うこととしていることから、設計完了時の承認については、指定した設計図書を提出して頂いた後、速やかに処理できると考えています。
182	実施方針	19	10	SPCは、定期的に国から業務の実施状況の確認を受けるとありますが、他の貨物取扱業者も同様でしょうか。	SPCのみです。

183	実施方針	19	13	協議が整わない場合、対象施設は変更しないとの理解でよろしいでしょうか。	国が対象施設の増改築を要請した場合には、対象施設の増改築の計画について国とSPCが協議を行い、場合によっては計画変更を行うことを含めて両者が合意することが大前提ですが、これらの調整を行ったにもかかわらず協議が整わない場合には、国は事業契約を解除することができます。
184	実施方針	19	13	事業期間中の対象施設等の変更についての協議においては、その発議は国とSPCのそれぞれから行うことが認められているとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
185	実施方針	19	14	「対象施設又は運営内容の変更が必要となった場合」とは、施設の増改築も含まれると理解してよろしいでしょうか。また、国とSPCの協議が整わなかった場合の措置をご提示願います。	「対象施設又は運営内容の変更が必要となった場合」とは、対象施設の増改築も含まれます。国が対象施設の増改築を要請した場合には、対象施設の増改築の計画について国とSPCが協議を行い、場合によっては計画変更を行うことを含めて両者が合意することが大前提ですが、これらの調整を行ったにもかかわらず協議が整わない場合には、国は事業契約を解除することができます。
186	実施方針	19	16	【(3)対象施設等の変更】事業期間中、対象施設等の変更が必要になった場合、国とSPCは協議するとありますが、国からの要求による設計・工事内容の変更や運営内容の変更に伴い事業者に追加費用が生じる場合、当該費用は原則国でご負担頂き、支払方法については協議により決定されるという理解でよろしいでしょうか。	国が対象施設の増改築を要請した場合には、対象施設の増改築の計画について国とSPCが協議を行い、場合によっては計画変更を行うことを含めて両者が合意することが大前提です。なお、SPCは、当該増改築に要する費用を、貨物取扱料金等により回収することを想定しており、国が追加費用を負担することは想定していません。
187	実施方針	19	16	協議を行う目的は、事業の安定的な遂行という理解でよろしいでしょうか。	利用者のニーズや社会情勢に応じたサービスの提供という公共的要請と、事業者の要望を調整するためのものです。
188	実施方針	20	5	貸付対象面積：約171,000㎡のうち、構内道路や駐車・待機場の面積等の道路用地面積は、事業者側の提案により決めることができますか？	そのとおりです。
189	実施方針	20	5	貸付対象敷地面積：約171,000㎡とありますが、応募者の建築計画上等の創意工夫により貸付対象敷地面積を縮小することは可能でしょうか。また、将来余地を含むとすれば、初期の未利用時点からSPCに土地借料の負担が掛かるのでしょうか。	国が提示する貸付対象敷地面積の縮小は認めません。また、土地貸付料の詳細については、募集要項等公表時に示します。
190	実施方針	20	11	「当該区域を同一敷地内とみなすことができる」とのことですが、もともと一体なのではないでしょうか？ 特別な意味があるのか、ご教示願えないでしょうか？	現在、本敷地は一団地申請における同一の区域ではなく、建築許可までには一団地申請における同一の区域となる予定です。
191	実施方針	20	17	対象施設の規模に関する事項について、年間貨物量約50万トンの内訳が、屋間の近距離国際旅客便が25万トンであり、深夜早期時間帯の国際旅客便及び国際貨物便が25万トンとありますが、内訳の詳細をご教示下さい。	現時点では深夜早期時間帯にどの程度就航するかは未定です。年間貨物量約50万トンについては、首都圏の貨物取扱量の今後の需要予測や、平均的なフレータ貨物とベリー貨物の貨物取扱量の割合等を考慮して算定した値です。
192	実施方針	20	18	前提条件の算出根拠をご開示願えないでしょうか？	首都圏の貨物取扱量の今後の需要予測等を考慮して算定した値です。
193	実施方針	20	18	【対象施設の規模に関する事項】年間貨物量50万トンとありますが、①この屋間と深夜を分ける意味は何でしょうか。因みに、輸入貨物の場合は貨物施設内の滞留時間が1日を超えており、屋間と深夜早期に分けられるものではありません。②また、50万トンほどの時点で到達する数値でしょうか。将来の伸びはどう見込むのでしょうか③そもそも、50万トンの算出根拠は何でしょうか。また前提となる便数、特に貨物便の運航便数をどのように見込んでいるのでしょうか。④50万トンを前提に施設計画を行った場合、貨物量が50万トンに達するまでの間、SPCが不安定な事業運営を強いられることになるのではないのでしょうか。	年間貨物量50万トンについては、首都圏の貨物取扱量の今後の需要予測や、平均的なフレータ貨物とベリー貨物の貨物取扱量の割合等を考慮して算定した値です。
194	実施方針	20	18～31	航空需要の経年変化についての政策上の考え方は示されますか。	現時点では供用開始後の経年変化の予測を示す予定はありません。
195	実施方針	20	22	深夜早期時間帯の1時間あたりの発着回数は、示されますか。	現時点では深夜早期時間帯にどの程度就航するかは未定です。
196	実施方針	20	22	年間発着回数が「供用開始時に概ね3万回程度」とありますが、韓国や中国等諸外国との二国間協定による発着枠の割り当てはどのようになっているのでしょうか。屋間時間帯および深夜早期時間帯の内外航空会社への割り当てもお示しください。	具体的な就航路線、航空会社、機材等についてはまだ決まっていません。
197	実施方針	20	24	深夜早期時間帯に使う滑走路はどこですか。	本事業に直接関係のない質問と理解します。
198	実施方針	20	24	年間貨物量が、「屋間時間帯約25万トン」とありますが、その算定根拠を教えてください。	首都圏の貨物取扱量の今後の需要予測や、平均的なフレータ貨物とベリー貨物の貨物取扱量の割合等を考慮して算定した値です。
199	実施方針	20	24	年間貨物量が、「屋間時間帯約25万トン、深夜早期時間帯約25万トン」とありますが、この中には、信書、小包、国際宅配便の貨物量も含まれているのでしょうか。	首都圏の貨物取扱量の今後の需要予測や、平均的なフレータ貨物とベリー貨物の貨物取扱量の割合等を考慮して算定した値です。
200	実施方針	20	24	年間貨物量約50万トン(屋間約25万トン、深夜早期約25万トン)の算定根拠をご提示願います。	首都圏の貨物取扱量の今後の需要予測や、平均的なフレータ貨物とベリー貨物の貨物取扱量の割合等を考慮して算定した値です。

201	実施方針	20	24	昼間25万トン、深夜早期25万トン、計50万トンの算出根拠と振分けの根拠を示していただきたい。また、便数は供用開始時とありますが、貨物が50万トンに達するのは何時と見込んでいるのか、示して頂きたい。 需要の伸び如何によっては、事業性から貨物ターミナルおよび地区の段階整備と適切な土地借用範囲の設定は可能か、示して頂きたい。	首都圏の貨物取扱量の今後の需要予測や、平均的なフレータ貨物とペリー貨物の貨物取扱量の割合等を考慮して算定した値です。 国が提示する貸付対象敷地面積の縮小は認めません。また、段階的な貸付けは行わず、一括で貸し付けることを想定しています。
202	実施方針	20	25	深夜早期時間帯は、遠距離国際旅客便、遠距離国際貨物便の就航が可能ですか？	深夜早期時間帯の就航路線については、環境面の制約も含めて今後十分な検討が必要と考えております。
203	実施方針	20	26	対象施設の規模に関する事項に関して、深夜早期時間帯の国際便に関して、ペリメータールールの適用はないと理解してよいでしょうか。	深夜早期時間帯の就航路線については、環境面の制約も含めて今後十分な検討が必要と考えております。
204	実施方針	20	26	昼間時間帯の就航路線は近距離国際旅客定期便との記載がありますが、貨物専用便の就航は不可能と理解してよろしいでしょうか。	そのとおりです。
205	実施方針	20	27	昼間時間帯の就航路線は近距離国際旅客定期便との記載がありますが、深夜早期便には「近距離」の記載がありません。深夜早期便には距離の規制は設けられないと理解してよろしいでしょうか。	深夜早期時間帯の就航路線については、環境面の制約も含めて今後十分な検討が必要と考えております。
206	実施方針	20	30	「ピーク時間あたりの発着回数…」とありますが、どの時間帯をピーク時間と見ておられるのか。また、深夜早期時間帯はどのような想定になるのですか。	現時点では未定です。
207	実施方針	20	30	ピーク時間あたりの発着回数が、昼間時間帯において出発6回、到着6回とありますが、将来的に回数が増加し、施設の拡張を考慮に入れた提案をする必要があるのでしょうか。	利用者のニーズや社会情勢に応じて施設の変更が柔軟に行えるような提案をしていただく必要があります。
208	実施方針	20	就航 路線等	国際貨物便の就航に関しては航路の制限はないと考えていて宜しいでしょうか？	深夜早期時間帯の就航路線については、環境面の制約も含めて今後十分な検討が必要と考えております。
209	実施方針	21	1	第4章、4. 土地に関する事項において「行政財産である貸付け対象地を一括してSPCに有償で貸し付けることを予定している」とありますが、インフラ整備事業者が道路部分あるいは敷地の一部をインフラ設備の為に賃借する場合、SPCと契約を結ぶと理解してよろしいでしょうか？	SPCが他事業者に対して貸付対象敷地の一部を転賃借することはできません。
210	実施方針	21	1	土地に関する事項について、土地貸付料は、事業者の提案事項ということになるのでしょうか。	土地貸付料の詳細については、募集要項等公表時に示します。
211	実施方針	21	1	「貸付対象敷地を一括してSPCに貸し付ける／貸付対象範囲の詳細は募集要項等公表時に示す」とありますが、応募者の計画上等の創意工夫により貸付対象敷地面積を縮小、協議することは可能でしょうか。 あるいは、将来余地とすれば初期の段階SPCが未利用の時点からSPCに土地借料の負担が掛かるのでしょうか。	国が提示する貸付対象敷地面積の縮小は認めません。また、段階的な貸付けは行わず、一括で貸し付けることを想定しています。
212	実施方針	21	2	「貸付対象敷地を一括してSPCに有償で貸し付ける」とありますが、SPCは施設を整備しない敷地についても借り受けるものと理解してよろしいでしょうか。	一括で貸し付けることを想定しています。
213	実施方針	21	3	貸付対象敷地を一括してSPCに有償で貸し付けることについては、現段階でCIQ施設(PTB施設以外)を除く敷地という意味でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
214	実施方針	21	4	【4.土地に関する事項】事業契約の中途解約時を含む借地権の取扱いの詳細につき、早めのご開示をお願い申し上げます。	募集要項等公表時に示します。
215	実施方針	21	4	土地貸付料は定額ですか？	土地貸付料の詳細については、募集要項等公表時に示します。
216	実施方針	21	4	貸付対象範囲は固定ですか？	国が提示する貸付対象敷地面積の縮小は認めません。また、段階的な貸付けは行わず、一括で貸し付けることを想定しています。
217	実施方針	21	4	土地貸付料の決め方に関する考え方をご提示願います。また、土地貸付料については一定であり、その多寡は評価基準とはならないと理解してよろしいでしょうか。	土地貸付料の詳細については、募集要項等公表時に示します。
218	実施方針	21	4	「土地貸付料及び貸付対象範囲の詳細については、募集要項等公表時に示す」とありますが、貨物ターミナル内の構内道路、将来展開用地の土地賃借料は国が負担するのでしょうか。	国が提示する貸付対象敷地面積の縮小は認めません。また、段階的な貸付けは行わず、一括で貸し付けることを想定しています。
219	実施方針	23	6	SPC/国それぞれの責めに帰すべき事由により事業契約が解除になった場合の、損害賠償請求額の算定方法は募集要項に規定されるのでしょうか？	損害賠償請求の考え方については、募集要項等公表時に示します。
220	実施方針	23	9	SPCの責めに帰すべき事由により事業継続困難になった場合の違約金並びに損害賠償の額並びに範囲の具体的な考え方？損害賠償の範囲は、「直接損害」のみと理解して良いのか？	違約金及び損害賠償請求の考え方については、募集要項等公表時に示します。
221	実施方針	23	20	違約金はどの程度を想定しているのか、ご提示願います。	違約金の考え方については、募集要項等公表時に示します。
222	実施方針	23	21	違約金の具体的なレベル、決定方法についてご教示をお願いします。	違約金の考え方については、募集要項等公表時に示します。

223	実施方針	23	21	SPCの帰責により事業契約が解除になった場合、「国はSPCに対して、違約金及び損害賠償金の請求等を行うことができる」とありますが、具体的にはどのようなものが想定されるのでしょうか。	違約金及び損害賠償請求の考え方については、募集要項等公表時に示します。
224	実施方針	23	23	対象施設の時価の決め方についてご教示をお願いします。	時価の算定方法の考え方については、募集要項等公表時に示します。
225	実施方針	23	25	「国の責めに帰すべき事由」の事例をお示しください。	募集要項等公表時に示します。
226	実施方針	23、24		違約金、損害賠償の請求等 ①SPCの責めに帰すべき事由により事業の継続が困難になった場合は、国はSPCに対して、違約金及び損害賠償の請求等を行なうことができますが、国の責めに帰すべき事由の場合には、SPCは国に対して、損害賠償の請求等のみで、違約金を請求できないのは何故でしょうか。②そもそも、「違約金」の内容やその根拠は何でしょうか。(旅客ターミナル事業でも質問)	本事業の違約金とは、本事業の公共性に鑑み、SPCの義務の履行を確実にするために、SPCの帰責事由によりPFI事業契約が解除となった場合に、SPCが国に対して支払うことを義務付けるものであるためです。
227	実施方針	24	1	国の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難になり、SPCの契約解除により国に対する損害賠償が発生した場合、契約解除時以降のLoss of Profit (うべかりし利益)も当該損害賠償の対象に含まれると考えてよいか。	損害賠償請求の考え方については、募集要項等公表時に示します。
228	実施方針	24	1	SPCの責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により、国が事業契約を解除した場合は、国はSPCに対して違約金を請求できるとありますが、国の責めに帰すべき事由の場合、SPCは国に違約金を請求できないのでしょうか。	SPCは国に違約金を請求できません。
229	実施方針	24	4	国が対象施設を買い取らなかった場合、SPCは土地を原状回復の上返還することになりますでしょうか。	対象施設の買取りが発生しない場合、SPCは土地を原状回復する義務があります。
230	実施方針	24	4	SPCは、国に買取りを請求することができるようにしていただけますでしょうか。	国に買取りを請求することはできません。
231	実施方針	24	4	「買い取ることができる」とありますが、どのような場合に買い取らないことを想定しているのでしょうか。	本事業の事業期間は、事業契約締結の日から借地期間(対象施設の工事着工日から30年間を予定)の満了時までとしており、本事業の事業期間を延長することは想定していません。ただし、本事業の事業契約終了後にSPCが改めて対象施設を運営する可能性を排除するものではないので、仮に、本事業の事業契約の終了後に改めてSPCが対象施設の運営を実施する場合には、国又は国が指定する第三者が対象施設を買い取ることはありません。
232	実施方針	24	7	本項では「不可抗力その他国又はSPCの責めに帰すことのできない事由」とありますが、資料-IIの「リスク分担表(案)」では、「不可抗力リスク」は戦争、テロも含めてSPCの負担となっています。戦争、テロのリスク等はSPCの負担とすべきでは無いと考えますが(後述「意見」をご参照下さい)、ここで言う不可抗力と「リスク分担表(案)」のそれとは異なるのでしょうか?	不可抗力の考え方については、募集要項等公表時に示します。
233	実施方針	24	13	SPCは国に対して施設の買取請求権を規定することは可能でしょうか。	国に買取りを請求することはできません。
234	実施方針	24	13	③で、不可抗力の事由で事業契約を解除した場合に「損害賠償の請求等ができる」との記述がありますが、このようにした理由は何でしょうか。また、解除された側が解除した側に損害賠償を請求できるという意味なのでしょうか。	損害賠償請求の考え方については、募集要項等公表時に示します。
235	実施方針	24	18	この記述は、ノンリコースのプロジェクトファイナンスによる資金調達を前提にした記載だと思われませんが、本件のように独立採算の民間事業の場合は、SPC出資者の代表企業のコーポレートファイナンスによる資金調達であってもよいのでしょうか。	本事業における資金調達の方法は、プロジェクトファイナンスに限定するものではありません。資金調達の方法は事業者の提案事項とします。
236	実施方針	24	18	この項でいう「一定の事項」とは、例えばどういった事項を指しているのでしょうか?	一般的な直接協定を締結する際に協議される事項です。
237	実施方針	24	22	「直接協定を締結することがある」とありますが、金融機関からの要請がある場合、締結するという理解でよろしいでしょうか。	本事業に関して資金を供給する金融機関等の融資機関又は融資団と協議を行い、必要に応じて締結します。
238	実施方針	25	2	本項で言う「法制上又は税制上の措置」とはどのような内容の規定を想定されているのでしょうか?	新たに法制上又は税制上の措置を講ずることは想定していません。
239	実施方針	25	8	「財政上及び金融上の支援」はいつ頃決定する予定でしょうか。	現在のところ想定していません。
240	実施方針	25	18	本項で言う「民間金融機関と同様の条件」とは、融資期間、融資金利、担保等の条件のことでしょうか?	そのとおりです。
241	実施方針	25		PFI法第12条(国有財産の無償使用等)の適用に関して、今回の物流事業のPFI事業に関して、十分にご配慮がいただけると理解してよろしいでしょうか。	PFI法第12条の適用は予定していません。
242	実施方針	26	3	「法制上及び税制上の措置」は、事業者には有利な措置と理解してよいか?	事業者には不利な措置もありえます。なお、新たに法制上又は税制上の措置を講ずることは想定していません。

243	実施方針	28	8	「事業契約の終了」は平成50年度とありますが、旅客ターミナルの事業契約の終了は平成49年度になっています。両事業が相互に関連する業務をあると予想されますが、事業契約終了時期は平成50年度としてよろしいでしょうか？	貨物ターミナル整備・運営事業の事業契約終了時期は平成50年度を想定しています。旅客ターミナルビル等整備・運営事業と貨物ターミナル整備・運営事業の事業期間は、いずれも事業契約締結の日から借地期間(対象施設の工事着工日から30年間を予定)の満了時までとしていますが、それぞれの事業の想定される工事着工日が異なることから、事業契約の終了時期も異なることを想定しています。
244	実施方針	28	8	旅客ターミナルの事業契約の終了が平成49年度となっていることに対して貨物ターミナルの事業契約の終了が平成50年度となっているのはなぜでしょうか。	旅客ターミナルビル等整備・運営事業と貨物ターミナル整備・運営事業の事業期間は、いずれも事業契約締結の日から借地期間(対象施設の工事着工日から30年間を予定)の満了時までとしていますが、それぞれの事業の想定される工事着工日が異なることから、事業契約の終了時期も異なることを想定しています。
245	実施方針	28	8	旅客ターミナルビル事業も同時期に特定事業としての事業実施を予定していますが、事業契約の終了が旅客ターミナルビル事業よりも1年度遅れています。これは工事の着工が旅客ターミナルビル事業よりも遅れると理解してよろしいでしょうか。	旅客ターミナルビル等整備・運営事業と貨物ターミナル整備・運営事業の事業期間は、いずれも事業契約締結の日から借地期間(対象施設の工事着工日から30年間を予定)の満了時までとしていますが、それぞれの事業の想定される工事着工日が異なることから、事業契約の終了時期も異なることを想定しています。
246	実施方針			事業期間中、SPCの国に対する報告義務の項目及びその内容を具体的に教えてください。	募集要項等公表時に示します。
247	要求水準書第1編	3	5	深夜早期時間帯(23:00~6:00)における国際貨物便の年間発着回数の目安についてご教示ください。	現時点では深夜早期時間帯にどの程度就航するかは未定です。
248	要求水準書第1編	3	5	深夜早期時間帯(23:00~6:00)における国際貨物便の就航路線は近距離便に限定されないとの理解でよろしいでしょうか。	深夜早期時間帯の就航路線については、環境面の制約も含めて今後十分な検討が必要と考えております。
249	要求水準書第1編	4	1	「適正な利用者負担」とありますが、適正と判断する水準をご提示願います。(例:既存国内線貨物ターミナルと同水準)	施設の整備及び運営コストを原価として算出されるかと考えていますが、SPCの判断とします。よって、規模の設定について十分な検討を行うとともに、効率の良い安価な施設を整備・運営することだと考えています。
250	要求水準書第1編	4	1	「合理的な施設整備費及び運営費に基づき、利用者負担が適正であること」とありますが、①「合理的、適正」の判断基準は何でしょうか。②その判断基準が他空港との比較で捉えられるのであれば、構内道路・将来展開用地の土地賃借料は国で負担されるべきではないでしょうか。	施設の整備及び運営コスト(土地賃付料を含む。)を原価として算出されるかと考えています。
251	要求水準書第1編	4	31	SPCは、「貨物取扱業務」の業務を行う。また、実施方針にも同様にあります。しかし、要求水準書第2編では「貨物取扱業務を自ら行う場合」「…自ら行わない場合」とあり、どちらが正しいのでしょうか。どちらの場合でも事業者選定の評価に差をつけない扱いとするのか。差をつけるとすれば「貨物取扱業務を自ら行う場合」の方が、有利ではないか。如何でしょうか。	SPCは、航空機への搭載、取卸等航空貨物の取扱いを行うことができる規定と解釈してください。なお、SPCとして航空機への搭載、取卸等航空貨物の取扱いを自ら行わない場合においては、施設の貸与業務を行うこととなります。事業者選定においては、より効率的で利便性の高い物流機能を確保できるような提案を評価します。なお、事業者選定基準については、募集要項等公表時に示します。
252	要求水準書第1編	4	運営に関する業務	同上(No. 25に同じ。)	①SPCは、航空機への搭載、取卸等航空貨物の取扱いを行うことができる規定と解釈してください。なお、SPCとして航空機への搭載、取卸等航空貨物の取扱いを自ら行わない場合においては、施設の貸与業務を行うこととなります。②事業者選定においては、より効率的で利便性の高い物流機能を確保できるような提案を評価します。なお、事業者選定基準については、募集要項等公表時に示します。
253	要求水準書第1編	5	1	文頭には「…関係法令等を遵守すること」とありますが、(3)参照基準については、遵守でなく参照する基準として取り扱ってよろしいでしょうか。	そのとおりです。
254	要求水準書第1編	5	26	「国が判断する場合は」とありますが、その判断基準をお教えてください。	事案によって異なりますので事案毎に判断していくこととなります。
255	要求水準書第1編	5	29	VEIについて、提案は運営、設計、施工管理、維持管理全ての業務で可能という理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
256	要求水準書第1編	5	29	VE提案は、具体的にどのようなものを指し、どのような手続きに基づき実施されるのかご教示ください。	SPCの判断とします。
257	要求水準書第1編	5	34	国等に起因して要求水準の変更が、事業締結後生じた場合、事業者における設計変更や事業変更に関する費用は国により負担されるのでしょうか。	追加費用の負担に関する詳細は、国とSPCとの協議事項となります。

258	要求水準書第1編第2編	6、2	8、基礎数値	「事業期間中に、利用者のニーズや社会情勢に応じ、対象施設又は運営内容の変更が必要となった場合には、国とSPCは、事業目的に示した機能の確保の方策、施設の配置、規模、運営内容等について協議を行う」とありますが、利用者のニーズを的確に把握し無理のない施設計画、事業運営計画を策定するためには、今回提示されている基礎数値(昼間25万トン+深夜25万トン)自体も十分に利用者のニーズを反映したものであるべきではないでしょうか。	年間貨物量50万トンについては、首都圏の貨物取扱量の今後の需要予測や、平均的なフレータ貨物とベリー貨物の貨物取扱量の割合等を考慮して算定した値です。
259	要求水準書第2編	1	他事業	「国直轄事業」及び「その他民間事業」の予定整備事業の内容を具体的にお示しください。	CIQ施設、場周フェンス及び供給事業を想定していますが、詳細は募集要項等公表時に示します。
260	要求水準書第2編	1		「制限区域」に関する定義をお願い致します。	空港管理規則第5条による区域をいいます。
261	要求水準書第2編	2	2	「高度なセキュリティ」の判断基準はありますか。	募集要項等公表時に示します。
262	要求水準書第2編	2	6、11	昼間25万トン、深夜早期25万トン、計50万トンの算出根拠と振分けの根拠を示していただきたい。また、便数は供用開始時とありますが、貨物が50万トンに達するのはいつ(〇〇〇〇年)と見込んでいるのか、示して頂きたい。	首都圏の貨物取扱量の今後の需要予測や、平均的なフレータ貨物とベリー貨物の貨物取扱量の割合等を考慮して算定した値です。
263	要求水準書第2編	2	10	「深夜早期国際旅客便及び貨物便のPerimeter規制等運用の考え方。」	深夜早期時間帯の就航路線については、環境面の制約も含めて今後十分な検討が必要と考えております。
264	要求水準書第2編	2	11	「深夜早期時間帯の年間貨物取扱量」約25万トンの算出根拠の考え方。(旅客、貨物便数・貨物量区分等)	首都圏の貨物取扱量の今後の需要予測や、平均的なフレータ貨物とベリー貨物の貨物取扱量の割合等を考慮して算定した値です。
265	要求水準書第2編	2	13	設計施工の履行期間は、事業契約締結の日から36ヶ月とありますが、事業者の創意工夫により履行期間を短縮することは(例えば土地借用期間の短縮)、可能と考えてよろしいでしょうか。	設計施工の履行期間を創意工夫で短縮して頂くことは可能です。ただし、借地期間については、対象施設の工事着工日から30年間を予定しています。
266	要求水準書第2編	2	18	深夜早期時間帯の年間発着回数は「約25万トン」とされていますが、施設計画最大値と考えてよろしいでしょうか。供用開始後、どのような経年変化を予測していますか。	供用開始時において国が要求する施設規模です。現時点では供用開始後の経年変化の予測を示す予定はありません。
267	要求水準書第2編	2	20	設計施工履行期間について現時点において事業契約締結の日からおおよそ何ヶ月後に施工着手と想定されているでしょうか？	22ヶ月程度を想定していますが、募集要項等公表時に示します。
268	要求水準書第2編	2	20	「貨物合同庁舎」用地8000㎡(80×100)の位置指定の有無。	CIQ施設用地については、貨物地区の運用上最適な場所を提案してください。
269	要求水準書第2編	2	22	官庁占有用地の形状は、四角形が必須でしょうか。施設配置上、三角形の形状でも可能でしょうか。	原則、四角形とします。なお、CIQ施設用地については、貨物地区の運用上最適な場所を提案してください。
270	要求水準書第2編	2	26	官庁占有用地は貸付対象敷地(17.1ha)に含まれるのでしょうか。	官庁占有用地は貸付対象には含まれませんが、17.1haは官庁占有用地を含んだ数値です。
271	要求水準書第2編	2	27	官庁占有用地は郵政公社の郵便貨物の処理スペースを含んでいますか。	含まれていません。
272	要求水準書第2編	2	CIQ施設	貨物合同庁舎専用用地として80mX100mを確保とありますが、国際貨物ゾーンのどの位置に確保を要望されますか。お示し下さい。	CIQ施設用地については、貨物地区の運用上最適な場所を提案してください。
273	要求水準書第2編	2	ピーク時間あたりの発着回数	ピーク時間あたりの発着回数は、出発・到着合わせて12回程度と考えて宜しいでしょうか。	出発便が6回程度・到着便が6回程度と考えてください。
274	要求水準書第2編	2	貨物合同庁舎	貨物合同庁舎はこの大きさの敷地を確保すればよいのでしょうか。方向、接道等の条件はないのでしょうか。	そのとおりです。CIQ施設用地については、貨物地区の運用上最適な場所を提案してください。また、貨物地区内で計画される構内道路との接道は必要です。
275	要求水準書第2編	2	貨物合同庁舎	貨物合同庁舎の敷地面積には、庁舎関係者用の駐車場面積も含まれているとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
276	要求水準書第2編	2		「設計施工履行期間」は事業契約締結が起算開始となっていますが、本事業の用地造成は関係事業者の事業範囲であり、万一この完了が遅れた場合は、当該履行期間も然るべく延長される(募集要項にて詳細規定される)と理解して宜しいでしょうか？	国とSPCで協議の上、履行期間を見直すこととなります。
277	要求水準書第2編	2		CIQ施設について、官庁占有地として、80m×100mを確保することとありますが、位置は任意で構わないのでしょうか。	そのとおりです。CIQ施設用地については、貨物地区の運用上最適な場所を提案してください。また、貨物地区内で計画される構内道路との接道は必要です。

278	要求水準書第2編	3	4	「貨物の航空機への搭載、取卸等航空貨物の取扱を行うこと」とありますが、通常航空会社側で行われている業務もSPCで行うということでしょうか。	SPCは、航空機への搭載、取卸等航空貨物の取扱いを行うことができる規定と解釈してください。 なお、SPCとして航空機への搭載、取卸等航空貨物の取扱いを自ら行わない場合においては、施設の貸与業務を行うこととなります。
279	要求水準書第2編	3	6	3ページの運営に関する業務の項目で、「貨物の航空機への搭載、取卸等航空貨物の取扱いを行うこと」とする一方で、5ページの運営業務に関する性能要求の項目の33行目では、「貨物の航空機への搭載、取卸等航空貨物の取扱いを自ら行う場合は…役務を提供すること」とあります。SPCは、顧客ニーズに応じて貨物取扱業務をやるかやらないかを定めることができますと考えてよろしいでしょうか。	SPCは、航空機への搭載、取卸等航空貨物の取扱いを行うことができる規定と解釈してください。 なお、SPCとして航空機への搭載、取卸等航空貨物の取扱いを自ら行わない場合においては、施設の貸与業務を行うこととなります。
280	要求水準書第2編	3	7	航空運送事業者、貨物取扱事業者等が求めるサービスの提供について、どの様なサービスを想定されていますでしょうか。	SPCの判断とします。 航空運送事業者、貨物取扱事業者等との調整の上、決定されると想定しています。
281	要求水準書第2編	3	14	「利用者」とは、国際貨物地区内に従事している事業者と理解してよろしいでしょうか。	当該地区を利用する外来者も含まれます。
282	要求水準書第2編	3	26	貨物取扱料金の算定にあたっては、地代や適正利潤は当然含まれるものと考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
283	要求水準書第2編	3	29	貨物取扱料金について「施設の整備」の「施設」にはGSEやULD等の機材を含むと解釈してよろしいでしょうか？	SPCが機材を保有し運営する場合はそのとおりです。
284	要求水準書第2編	3	運営に関する業務	貨物取扱業務として、「貨物の航空機への搭載、取卸等」とありますが、①航空会社の本来業務である「搭載・取卸」もこのSPCで行うのでしょうか。この施設内の貨物取扱業務（貨物の搬入搬出、航空機への搭載準備、保管等）以外も手掛けとの趣旨なのでしょうか。②仮に記載どおりの業務を行う場合、旅客便では旅客手荷物の搭載・取卸も同様に取扱うのでしょうか。（航空会社の搭載・取卸業務では旅客手荷物も取扱うのが一般的です。）	SPCは、航空機への搭載、取卸等航空貨物の取扱いを行うことができる規定と解釈してください。 なお、SPCとして航空機への搭載、取卸等航空貨物の取扱いを自ら行わない場合においては、施設の貸与業務を行うこととなります。
285	要求水準書第2編	3	警備業務	SPCで行なう警備業務範囲について具体的にご提示願います。SPC以外が行なう警備業務との分担について明確にしてください。	貸付対象敷地内の警備業務は原則としてSPCが行います。
286	要求水準書第2編	3		航空運送事業者等から徴収する貨物取扱料金について、施設の整備及び運営コストの原価の算出方法についてご教示ください。	募集要項等公表時に示します。
287	要求水準書第2編	3、5	運営条件、貨物取扱業務	3ページに貨物取扱料金の徴収として、「航空運送事業者等から徴収する貨物取扱料金は、施設の整備及び運営コストを原価として算出する」とありますが、基礎数値を前提に施設を建設し、貨物量がその水準に満たない場合、原価に基づいた料金では利用者に過大な負担を強いることになるのではないのでしょうか。一方、5ページに貨物取扱料金の徴収として、「航空運送事業者等から徴収する貨物取扱料金は、サービス内容に照らして合理的で適正な水準であること」とありますが、基礎数値を前提に施設を建設し、貨物量がその水準に満たない場合、SPCの事業収益性を阻害するのではないのでしょうか。	首都圏の貨物取扱量の今後の需要予測や、平均的なフレータ貨物とペリー貨物の貨物取扱量の割合等を考慮して算定した値です。
288	要求水準書第2編	4	5	駐車場料金の算定にあたっては、地代や適正利潤は当然含まれるものと考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
289	要求水準書第2編	4		旅客ターミナルの業務要求水準書(案)では、従業員用駐車場の駐車料金に就いては規定が無いのに、貨物ターミナルでは規定があるのは何故でしょうか？	募集要項等公表時に示します。
290	要求水準書第2編	5	1	本件PFIでは、事業の範囲が国から特定されていますが、そのうえでSPCは構内営業や施設設置等の申請が必要でしょうか。	そのとおりです。
291	要求水準書第2編	5	20	顧客満足度調査の実施を義務付けていますが、仮に改善すべき点として経営に関し、事業収支上大幅な変更をせざるを得ない指摘(例えば顧客の経営状況の悪化により賃料の低減化をやむを得ず対応せざるを得ない状況等)があった場合、経営上合理的に対応できる範囲で対応する、ということでしょうか。	そのとおりです。
292	要求水準書第2編	5	30	「可能な限り早い段階からIATA、AOCIにおける調整を行うこと」とありますが、これは事業契約締結後に所要の調整をすることが期待されている、という認識でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
293	要求水準書第2編	5	31	航空運送事業者に対する貨物取扱業務について、SPCが独自にIATA、AOCとは別に協議機関を設けることは可能でしょうか？	質問の趣旨が理解できませんが、本業務に必要な範囲内においてSPCの判断で進めることは可能と考えます。
294	要求水準書第2編	5	31	IATA、AOCIにおける調整は全て事業者の責務にて事業者が行ってよいという趣旨ですか？	そのとおりです。

295	要求水準書第2編	5	31	貨物取扱業務・一般の項目で、「航空運送事業者間で公平な取扱いを行う」よう規定されていますが、この場合の公平はあくまで経済経営行為としての機会の公平であり、一般的な用語での公平を意味するものではないと考えてよろしいでしょうか。	航空運送事業者間での公平な取扱いについてのシステム、ルール等具体的な内容は、SPCの考えで提案してください。
296	要求水準書第2編	5	33	貨物取り扱い業務を自ら行う場合の規定がありますが、自ら行わない場合とで評価に差があるのでしょうか。	事業者選定においては、より効率的で利便性の高い物流機能を確保できるような提案を評価します。なお、事業者選定基準については、募集要項等公表時に示します。
297	要求水準書第2編	5	貨物取扱業務	航空貨物取扱業務について、「自ら行う」、「自ら行わない」は選択可能であり、「自ら行わない」場合は、「貨物取扱業務のうち、“航空貨物の取扱”および“貨物取扱料金の徴収”」をする必要がないと理解できますが、それで正しいのでしょうか。また、「自ら行わない」場合、その応募者は事業者選定において不利になることはないのでしょうか。	SPCは、航空機への搭載、取卸等航空貨物の取扱いを行うことができる規定と解釈してください。なお、SPCとして航空機への搭載、取卸等航空貨物の取扱いを自ら行わない場合においては、施設の貸与業務を行うこととなります。事業者選定においては、より効率的で利便性の高い物流機能を確保できるような提案を評価します。なお、事業者選定基準については、募集要項等公表時に示します。
298	要求水準書第2編	5	貨物取扱業務	「可能な限り早い段階からIATA、AOCにおける調整を行うこと」とありますが、これは基礎数値算出の事前準備として国が行うべき作業ではないのでしょうか。	年間貨物量50万トンについては、首都圏の貨物取扱量の今後の需要予測や、平均的なフレータ貨物とベリー貨物の貨物取扱量の割合等を考慮して算定した値です。
299	要求水準書第2編	5	航空貨物の取扱	「貨物取扱業務を自ら行う場合」とありますが次項目では「…自ら行わない場合」とあり、また実施方針と要求水準書第1篇では「貨物取扱業務」の業務を行うとあります。何れが正しいのでしょうか。どちらの場合でも事業者選定の評価に差をつけたい扱いとするのか。差をつけるとすれば「貨物取扱業務を自ら行う場合」の方が、有利ではないか。如何でしょうか。	SPCは、航空機への搭載、取卸等航空貨物の取扱いを行うことができる規定と解釈してください。なお、SPCとして航空機への搭載、取卸等航空貨物の取扱いを自ら行わない場合においては、施設の貸与業務を行うこととなります。事業者選定においては、より効率的で利便性の高い物流機能を確保できるような提案を評価します。なお、事業者選定基準については、募集要項等公表時に示します。
300	要求水準書第2編	5	航空貨物の取扱	同上(No. 25に同じ。) 「自ら行わない場合」	①SPCは、航空機への搭載、取卸等航空貨物の取扱いを行うことができる規定と解釈してください。なお、SPCとして航空機への搭載、取卸等航空貨物の取扱いを自ら行わない場合においては、施設の貸与業務を行うこととなります。②事業者選定においては、より効率的で利便性の高い物流機能を確保できるような提案を評価します。なお、事業者選定基準については、募集要項等公表時に示します。
301	要求水準書第2編	5	落し物、遺失物の保管	落し物、遺失物は事業者において保管、所有者への連絡が要求されていますが、所轄警察等への届出と保管、連絡の移管は可能でしょうか。	SPCと所轄警察等との調整結果によると思いますが、施設管理者としてのSPCに一次的な責務があると判断しています。
302	要求水準書第2編	5		対象施設の運営計画として月次報告が求められる事項についてご教示ください。	募集要項等公表時に示します。
303	要求水準書第2編	5		貨物取扱料金の徴収について、サービス内容に照らして合理的で適正な水準の具体的内容をご教示下さい。	合理的な施設整備費及び運営費に基づき、利用者負担水準が適正であることを想定しています。
304	要求水準書第2編	6	2	「航空貨物取扱業務を自ら行わない場合…」とありますが、実施方針5頁に記載のある運営業務の中で、SPCが貨物取扱業務を直接行わないことも可能ということでしょうか。その場合、施設貸与業務が主体となるものと想定できますが、事業者選定基準の料金設定の評価に支障をきたさないでしょうか。	SPCは、航空機への搭載、取卸等航空貨物の取扱いを行うことができる規定と解釈してください。なお、SPCとして航空機への搭載、取卸等航空貨物の取扱いを自ら行わない場合においては、施設の貸与業務を行うこととなります。事業者選定においては、より効率的で利便性の高い物流機能を確保できるような提案を評価します。なお、事業者選定基準については、募集要項等公表時に示します。
305	要求水準書第2編	6	4	航空貨物取扱業務を自ら行わない場合とありますが実施方針5ページの運営業務ではSPCが行うとある事から行わない事も可能という意味でしょうか。	SPCは、航空機への搭載、取卸等航空貨物の取扱いを行うことができる規定と解釈してください。なお、SPCとして航空機への搭載、取卸等航空貨物の取扱いを自ら行わない場合においては、施設の貸与業務を行うこととなります。
306	要求水準書第2編	6	5	IATA、AOCにおける調整は全て事業者の責務にて事業者が行ってよいという趣旨ですか？	そのとおりです。

307	要求水準書第2編	6	その他国際線貨物ターミナルの運営に関する業務	「利用者の利便のために必要な運營業務を自ら行うこと」、及び「国際線貨物ターミナルの運営に必要な業務を自ら実施すること」とありますが、全てSPCが自営することが義務付けられるのでしょうか。あるいは、業務を専門業者に委託し、SPCはその委託管理を行うことで足りると了解してよいのでしょうか。	SPCが応募企業、構成員又は協力会社に委託することも可能です。
308	要求水準書第2編	6	構内道路及びトラックヤード等の管理業務	①「構内道路を走行する貨物車両等を適切に監視、誘導すること」とありますが、SPCがそこまでの責任を負う必要があるのでしょうか。走行等運用に関する制度を作ることまでで足りるのではないのでしょうか。②「トラックヤードにおいて安全で円滑な積卸を行うために、貨物車両等を適切に監視、誘導すること」とありますが、SPCが貨物取扱を行わず、航空会社が自営ないしはその他の業者が貨物取扱を行う場合には、当該個別事業者がその責任を負うと了解してよいのでしょうか。	①貸付対象敷地内の管理者としての責務と考えます。 ②貸付対象敷地内の管理者としての責務と考えます。SPCは、当該敷地内を安全で円滑な業務を行わせるためにルール等を作成し、事業者に周知させる等の責任を負うと考えます。
309	要求水準書第2編	6	航空運送事業者等に対する施設の貸与	「貨物取扱業務を自ら行わない場合」とありますが前項目では「…自ら行う場合」とあり、また実施方針と要求水準書第1篇では「貨物取扱業務」の業務を行うとあります。何れが正しいのでしょうか。どちらの場合でも事業者選定の評価に差をつけない扱いとするのか。差をつけるのであれば「貨物取扱業務を自ら行う場合」の方が、有利ではないか。如何でしょうか。	SPCは、航空機への搭載、取卸等航空貨物の取扱いを行うことができる規定と解釈してください。 なお、SPCとして航空機への搭載、取卸等航空貨物の取扱いを自ら行わない場合においては、施設の貸与業務を行うこととなります。 事業者選定においては、より効率的で利便性の高い物流機能を確保できるような提案を評価します。なお、事業者選定基準については、募集要項等公表時に示します。
310	要求水準書第2編	6	航空運送事業者等に対する施設の貸与	同上(No. 25に同じ。) 「自ら行なう場合」	①SPCは、航空機への搭載、取卸等航空貨物の取扱いを行うことができる規定と解釈してください。 なお、SPCとして航空機への搭載、取卸等航空貨物の取扱いを自ら行わない場合においては、施設の貸与業務を行うこととなります。 ②事業者選定においては、より効率的で利便性の高い物流機能を確保できるような提案を評価します。 なお、事業者選定基準については、募集要項等公表時に示します。
311	要求水準書第2編	6	航空運送事業者等に対する施設の貸与	航空運送事業者等からの施設賃借料の徴収として、「航空運送事業者等から徴収する施設賃借料が、施設内容に照らして合理的で適正な水準であること」とありますが、それを実現する上で、①施設を貨物の実需要に応じた適正規模で建設すること、②構内道路、将来展開用地の土地賃借料がSPCに負担されないこと、等が前提条件となるのではないのでしょうか。	募集要項等公表時に示します。
312	要求水準書第2編	6	航空運送事業者等に対する施設の貸与	施設貸与する事業者に関して、事業者数や事業者資格(許認可有無を除く)に条件等がありますでしょうか？	航空運送事業者、貨物取扱事業者等貨物地区を利用する事業者を想定しています。
313	要求水準書第2編	6	航空運送事業者等からの施設賃借料の徴収	管理費についての記載がありませんが、管理費算定のベースとなる使用料金(電気、水道、ガス、空調など)が改定された場合、これに応じて管理費単価の変動を行ってよいのでしょうか。(旅客ターミナル事業でも質問)	合理的で適正な水準である範囲内において、管理費単価については、SPCが自由に航空運送事業者等に提案し、両者で合意した額とすることを想定していますが、国は当該料金水準についてモニタリングすることを予定しています。
314	要求水準書第2編	6	航空運送事業者等からの施設賃借料の徴収	航空運送事業者等から徴収する施設賃借料については、「施設内容に照らして合理的で適正な水準」であることとされていますが、①貨物取扱料金のように、原価を元に算出することと規定されておらず、規定の仕方が異なっていますが、それは何故でしょうか。②施設内容に照らして合理的で適正な水準である限り、原価を下回る施設賃借料も許容されるとの理解でよいのでしょうか。③そうであるとすれば、それは何故でしょうか。(旅客ターミナル事業でも質問)	施設賃借料については、合理的で適正な水準である範囲内において、SPCが自由に航空運送事業者等に提案し、両者で合意した額とすることを想定していますが、国は当該料金水準についてモニタリングすることを予定しています。 なお、詳細については、募集要項等公表時に示します。

315	要求水準書第2編	6		「航空貨物取扱業務を自ら行わない場合は、…」とありますが、SPCとして希望すれば「貨物の航空機への搭載、取卸等」の業務も行うことが出来ると理解して宜しいでしょうか？	そのとおりです。
316	要求水準書第2編	6		航空運送事業者等に対する施設貸与について、事業者へのエネルギー供給に関しては、事業者提案とすることでよろしいでしょうか。	そのとおりです。
317	要求水準書第2編	6		航空運送事業者等に対する施設貸与業務について、航空運送事業者から徴収する施設賃貸料について、施設内容に照らして合理的で適正な料金水準の具体的内容についてご教示下さい。	合理的な施設整備費及び運営費に基づき、利用者負担水準が適正であることを想定しています。
318	要求水準書第2編	6		その他国際線貨物ターミナルの運営に関する業務について、SPC事業者が自ら行わなければならない利用者の利便のために必要な運営業務を具体的にご教示下さい。	利用者の利便のために必要な範囲内において、SPCの判断とします。
319	要求水準書第2編	7	5	警備業務に関して、「国際空港として求められる高度なセキュリティ」の確保に関し、国から特段の指示があるのでしょうか。	募集要項等公表時に示します。
320	要求水準書第2編	7	16、17	要件内に「制限区域」と「保安区域」、ふたつの用語がありますが、どのように異なるのでしょうか。	制限区域とは、空港管理規則第5条による区域をいいます。 なお、保安区域は「施設内でセキュリティ後の区域(クリーンエリア)」であることから、貨物地区には存在しませんので、募集要項等公表時には、削除します。
321	要求水準書第2編	7	一般	「特別警備」の場合は、国が別途に実費を負担してくれるのでしょうか。	負担することは想定していません。
322	要求水準書第2編	7	制限区域等への立ち入り制限	制限区域はどのような用途の区域でしょうか。また、位置についての条件等がありますでしょうか。	空港管理規則第5条による区域をいいます。
323	要求水準書第2編	7		本要求は、空港全体を警備すべき国の業務の補完となることから、国から一定の補助・支援があると理解して宜しいでしょうか？	ありません。 貸付対象敷地内の警備業務は原則としてSPCが行います。
324	要求水準書第2編	7		従業員用駐車場では、特定の駐車スペースは従業員用車両の庫車としても良いのではないのでしょうか？	「庫車」の意味が理解出来ませんが、従業員用駐車場における特定の駐車スペースを、従業員用車両の「自動車の保管場所の保管等に関する法律」で定める保管場所とすることは認められないものの、業務車両に関しての制限はないと考えています。
325	要求水準書第2編	7		従業員用駐車場の運営業務においては、どの程度の規模の駐車場を整備する必要があるのでしょうか。また、この場合の従業員とは、旅客ターミナルビルやエプロン等の他PFI事業や鉄道事業等の他民間事業者の従業員も含むという理解でよろしいでしょうか。	SPCの判断とします。 なお、貨物関係の従業員を対象とすることを想定しています。
326	要求水準書第2編	8	14	テロ等非常時の対策において民間事業者であるSPCに期待されている範囲はどこまででしょうか。	貸付対象敷地内の緊急時対策については、貨物ターミナルで完結することとします。 なお、空港管理者は、空港全体としての緊急時の体制について、関係者と協議の上、決定することとなります。
327	要求水準書第2編	8	救急医療	「救急医療サービス」の概要・イメージ等をご提示願います。	不特定多数の利用者が使用する施設の管理者としての救急医療体制を考えています。 なお、航空運送事業者をはじめ関係者の要望も加味した体制を想定しています。
328	要求水準書第2編	8	緊急時対策	緊急時対策のすべての性能要件は貨物ターミナル単独で全部充足する考え方でしょか。また国際ターミナル地区の他の部分(エプロン、旅客ターミナル)で発生した緊急時に対して、どのようなケースにおいて、どのように連携することになるのでしょうか。	貸付対象敷地内の緊急時対策については、貨物ターミナルで完結することとします。 なお、空港管理者は、空港全体としての緊急時の体制について、関係者と協議の上、決定することとなります。
329	要求水準書第2編	9	14	提示資料では敷地境界ポイントの座標とレベルが不明です。境界ポイントの座標とレベルをお示し願います。	募集要項等公表時に示します。
330	要求水準書第2編	9	16	用地造成高誤差、盛土材品質など、用地造成引渡し時の基準工期とその他管理値は、エプロン事業の入札公告時に明示されますか？	募集要項等公表時に示します。
331	要求水準書第2編	9	16	液状化対策等、用地引渡し後の沈下、路床の強度など、地盤に関する設計は、貨物ターミナル事業者が行うのでしょうか？	そのとおりです。
332	要求水準書第2編	9	16	エプロン等事業の提示資料ではエアサイド計画高の指示がありますが、引渡し造成レベルが不明です。引渡し造成レベルをお示し願います。	募集要項等公表時に示します。
333	要求水準書第2編	9	過去の土地利用状況	「…調査(磁気探査調査等)を行うこと。」の磁気探査調査等は、不発弾を調査対象と考えて宜しいでしょうか。また、調査対象となる範囲を、ご教示下さい。	そのとおりです。 対象範囲は、貸付対象敷地内を想定しています。
334	要求水準書第2編	9	既設構造物の分布	地下埋設物調査の結果発見されなかった残存爆発物が将来爆発等により、貨物、施設等に何らかの損害を生じた場合、その損害の補償等の取扱い(補償費の負担、責任の所在等)についての国の見解を提示下さい。	国とSPCの協議事項とすることを想定しています。

335	要求水準書第2編	9	設計に関する業務	設計に関する業務の内、敷地測量、土質調査、地下埋設物調査(磁気探査調査等)等は、エプロン事業者による造成工事着手前に実施するのでしょうか、あるいは造成工事完了・引渡し後に実施するのでしょうか。	エプロン等整備等事業を実施する事業者による造成工事着工前に、SPCが貸付対象敷地内の調査を行うことを想定しています。
336	要求水準書第2編	9	土質条件	調査の結果、土壌汚染が確認された場合、事業スケジュール(遅延、それに伴う費用の負担)、土質改良(実施、それに伴う費用の負担)等の対応はどのようになるのでしょうか。	土壌汚染の生じた理由によりませんが、土壌汚染対策法等関係法令に従います。
337	要求水準書第2編	9	土質条件	貨物ターミナルの敷地について、土壌汚染調査は実施されているのでしょうか。されていない場合、行なう予定はあるのでしょうか。	国において実施する予定はありませんが、本事業の実施に当たって、SPCが調査の必要性を認める場合にはSPCが行うこととなります。
338	要求水準書第2編	9	敷地形状	整備範囲の敷地平面情報は、空港座標で提示されると解釈して宜しいでしょうか。	そのとおりです。 なお、募集要項等公表時に示します。
339	要求水準書第2編	9	敷地条件	用地造成地盤高は「エプロン等事業 要求水準書(案)資料」に境界線上のみ地盤高が明記されておりますが、貸し付け対象用地全体の造成計画地盤高はどのようになるのか、お示しください。	募集要項等公表時に示します。
340	要求水準書第2編	9	敷地条件	国際貨物ゾーンの敷地形状が特定できる測量図をご提示下さい。また、併せて、環八通りの道路および歩道レベルを御提示願いたい。	募集要項等公表時に示します。
341	要求水準書第2編	9		CIQ庁舎は予定されている建築基準法第86条の公告認定対象区域内にあると考えて宜しいでしょうか。	そのとおりです。
342	要求水準書第2編	9		要求水準内において施設規模に対しての規定はないと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書の条件を前提に、SPCの判断とします。
343	要求水準書第2編	10	構内道路	貨物ターミナルゾーンの全ての道路が構内道路となるのでしょうか。あるいは、道路の位置付けにより事業者負担ではなく、国の負担による道路もあると理解してよろしいでしょうか。その場合の、分担基準を示した頂きたい。	貸付対象敷地内の道路はすべて構内道路となります。 よって、整備及び維持等すべてSPCが行うこととなります。
344	要求水準書第2編	11	12	環状八号線との取付道路の位置が不明です。取付道路位置の詳細と事業区分を明示願います。	募集要項等公表時に示します。
345	要求水準書第2編	11	18	旅客ターミナルビル事業との景観に配慮して計画することに関して、どのような調整を行えばよろしいでしょうか。	建物の色や植栽のあり方等を想定しています。
346	要求水準書第2編	11	24	もし構内道路もSPCの負担であるということであれば、同地区の敷地8,000m ² を確保する貨物合同庁舎も応分の負担をすることでよいでしょうか。	貨物地区におけるCIQ施設は国が整備します。 CIQ施設用地の8,000m ² はSPCの貸付対象敷地の範囲から除きます。
347	要求水準書第2編	11	国直轄事業/一般	国直轄事業と対象施設の接続とは具体的にどのようなことか、お示しください。	CIQ施設、場周フェンス等との接続を想定していますが、詳細は募集要項等公表時に示します。
348	要求水準書第2編	11	旅客ターミナルビル等事業	旅客ターミナルビル事業により整備される施設との景観に配慮した計画とすることとありますが、その調整時期はいつ頃を想定されているのでしょうか。	設計及び施工段階を想定しています。
349	要求水準書第2編	11		添付図面「事業別整備範囲図」に記載の「CIQ施設(=100m x 80m)」から判断し、CIQ施設=貨物合同庁舎と理解しますが、旅客ターミナルビルの業務要求水準書(案)にある「CIQ施設条件書」(或いはそれに相当するもの)は無いのでしょうか。また、CIQ施設とは、輸出入貨物の通関業務を行う施設と理解して宜しいでしょうか。	貨物地区におけるCIQ施設は、国の直轄事業で行うことから「CIQ施設条件書」はありません。 なお、貨物地区では通関業務、検疫業務、植物防疫業務、動物検疫業務を行います。
350	要求水準書第2編	12	一般	提示資料の通り整備される本管、幹線の本事業による増設、変更等が生じた場合、本事業の計画が合理的な範囲であった場合においても、事業者の負担となるのでしょうか。	提示資料に提示している本管は現在敷設されておりますので、本事業による増設、変更等が生じた場合は、原則、各供給事業者の負担となります。
351	要求水準書第2編	13	構内道路	環状8号線への接続場所は自由に設定できるのでしょうか。それに伴う交差点改良の自由度はどの程度でしょうか。また費用負担はどのようになるのでしょうか。	現時点では自由に設定できないことを想定しています。 なお、詳細については、募集要項等公表時に示します。
352	要求水準書第2編	13	従業員用駐車場	従業員用駐車場はCIQ庁舎従業員分も含みますでしょうか。	含みません。
353	要求水準書第2編	13	配置計画/一般	従業員の通勤車両は環八通りからのアクセスと考えるとよろしいでしょうか。	そのとおりです。
354	要求水準書第2編	14	30	「ノーズローディングされる長尺貨物の動線を確保した計画とすること」とありますが、フレータースポットのハイリフトローダー等配置条件をお示し願います。	SPCが本事業の運用面に配慮した施設配置を自由に提案できます。

355	要求水準書第2編	14	ゲート (管理区域出入口)	環八通りから国際貨物ターミナルへのゲートを設置するとありますがこのゲートの位置については任意に設置可能と考えてよろしいでしょうか。また環八通りからのゲートの数についての制限はありますでしょうか。	現時点では環八通りへの接続場所は自由に設定できないことを想定していますが、貸付対象敷地内のゲートの位置についてはSPCが任意に設定することが可能です。ただし、現時点では環八通りからの接続は一箇所のみとすることを想定しています。また、円滑な交通流を確保すると共に、周辺施設への影響が起らない計画としてください。
356	要求水準書第2編	14	効率性に関する性能	長尺貨物動線として、「貨物専用機にノーズローディングされる長尺貨物の動線を確保した計画とすること」とありますが、これは長尺貨物のみならず、貨物専用機への搭載に特別のハンドリングを要する大型貨物等の特殊貨物全般について適用されると理解してよいでしょうか。なお、こうした動線の確保は単に貨物施設内では完結せず、エプロン事業の計画にも織り込まれる必要があります。	そのとおりです。 なお、エプロン等整備等事業の計画には織り込んでいます。
357	要求水準書第2編	14	長尺貨物動線	「貨物専用機にノーズローディング」とありますが、一般図面集1-1のなかで、該当スポットを示して頂きたい。	募集要項等公表時に示します。
358	要求水準書第2編	15	ライフサイクルコスト(LCC)	ライフサイクルコストの低減が要求されていますが、何に対する(ボーダーライン)低減でしょうか。	ボーダーラインは想定していませんが、実現可能な低減策をSPCとして提案してください。
359	要求水準書第2編	15		「エコエアポート・ガイドライン(空港環境編)」の内容についての開示をお願い申し上げます。	募集要項等公表時に示します。
360	要求水準書第2編	15		エコエアポートの推進、防災機能強化等の観点にも配慮したシステムの導入は、事業者の自由な提案に委ねられており、国殿として特定のエネルギーシステムの導入を推奨するものではないとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
361	要求水準書第2編	15		特定のエネルギーシステムの採用の有無そのものよりもLCC02の相対比較で評価されると理解してよろしいでしょうか。	特定のエネルギーシステムの採用の是非ではなく、トータルでのLCC02の総排出量削減を期待しています。
362	要求水準書第2編	16	緑化計画	当該事業の選定において評価を受けた後、他事業との調整により計画と異なる緑化整備が必要となる場合、計画変更にかかる施設整備費用、維持管理費等の増加は当該事業者負担となるのでしょうか。その場合、選定時の評価に疑問が生じると考えられる。	計画変更に係る調整は国とSPCとの間で決定することとなります。 なお、評価への影響がおこなるまでの変更は行わないことを想定しています。
363	要求水準書第2編	16		LCC02の削減の評価にあたっては、ライフサイクル二酸化炭素の総排出量によって比較されると理解してよろしいでしょうか。削減とする場合は、ベースラインの提示が必要となることから、各提案を相互に比較することが困難になると考えられます。	トータルでのLCC02の総排出量削減を期待しており、詳細は募集要項等公表時に示します。
364	要求水準書第2編	16		電力によるCO2排出量の原単位については、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令<H14.12.26公布>」ならびに環境省の「事業者からの温室効果ガス排出量算定ガイドライン(試案)<H15.7>」に定める排出係数(一般電気事業者の供給による電気[0.378kg-CO2/kWh]、その他の電気事業者[0.602kg-CO2/kWh])を用いるという認識でよろしいでしょうか。	電力によるCO2排出量の原単位についてはそのとおりです。
365	要求水準書第2編	17	発注業務	現説要綱の記載内容、工事の発注区分(分離、一括)、工期の設定等、工事の発注に関する要件の設定は、事業者が適当と判断する設定として問題ないでしょうか。	対象施設の施工の発注方法については、WTO政府調達協定に準じて国が別途指定する手続に基づくこととなりますので、必ずしも、事業者が「適当と判断する設定」とはなりません。なお、対象施設の施工を実施する事業者の選定手続については、募集要項等公表時に示します。
366	要求水準書第2編	18	関連工事の調整	各事業間の工事との取り合い及び工程等の調整が必要となる」とありますが、誰が主体となって実施するのでしょうか。国は、この場に当事者として含まれるのでしょうか。(類似要件において共通)	工程調整については関係者連絡会(仮称)において行う予定ですが、具体的な取り進め方については現時点では未定です。
367	要求水準書第2編	19	3	施工は立入禁止柵で区分された制限区域外で行えるものと考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
368	要求水準書第2編	19	旅客ターミナル事業/一般	「…景観等の調整を行い」とありますが、当該事業の選定において評価を受けた以上、他事業との調整により計画と異なる景観整備が必要となる場合、計画変更にかかる、施設整備費用の増加は当該事業者負担となるのでしょうか。その場合、選定時の評価に疑問が生じると考えられる。	計画変更に係る調整は国とSPCとの間で決定することとなります。 なお、評価への影響がおこなるまでの変更は行わないことを想定しています。
369	要求水準書第2編	19		本事業での「国直轄事業」とは、上下水道、電力、ガス、通信等の整備と理解して宜しいでしょうか。	CIQ施設、場周フェンス等との接続を想定していますが、詳細は募集要項等公表時に示します。

370	要求水準書第2編	20		施工管理の品質管理・施工中の環境対策について、ISO9001及びISO14001を準用した品質システム・環境マネジメントシステムを構築することになっていますが、必ずしもISOの認証を受けなくても良いという理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
371	要求水準書第2編	21	14	業務計画書、仕様書、報告書の内容については、第二次審査時の提案事項になるのでしょうか。	募集要項等公表時に示します。
372	要求水準書第2編	21	21	「事業遂行状況について…また、法定の記録等を行い、国に提出すること」とありますが、ここで言う法定の記録とは具体的に何を指しますか。	建築基準法に基づくエレベーター等の昇降機の定期点検や消防法に基づく点検等、法的に定められている点検等の記録とと考えてください。
373	要求水準書第2編	21	点検保守・更新業務	SPCは事業期間内に一般に大規模修繕といわれる修繕業務を実施するとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。必要に応じた対応を行って頂くことを想定しています。
374	要求水準書第2編	21		「業務仕様書の作成・提出」とありますが、「業務計画書」とは全く別の位置付けとして仕様書を作成し、国の確認をとらなければならないのでしょうか？また、その場合、「業務仕様書」の位置付けは「業務計画書」とどのような点で異なるのでしょうか。	そのとおりです。SPCが実施するために作成するのが業務計画書であり、SPCが他の事業者等に委託等の業務発注を行うときに必要な資料が業務仕様書とと考えてください。
375	要求水準書第2編	21		維持管理業務において、大規模修繕や更新の必要があれば、実施してもよいという理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
376	要求水準書第2編	22	25、26	「廃棄物」と「ごみ」のふたつの用語がありますが、どのように違うのでしょうか。	要求水準書の廃棄物及びごみについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の、産業廃棄物(特別管理産業廃棄物は除く)を廃棄物、一般廃棄物(特別管理一般廃棄物は除く)をごみとします。
377	要求水準書第2編	22		「航空機汚水処理」「廃棄物処理」「ごみ処理」は空港内で必要な処理を行うことを前提とした計画とすることとありますが、これは貨物専用便のみから排出される航空機汚水及び貨物ターミナル地区のみから排出される廃棄物及びごみを、独自に処理施設を設置若しくは羽田空港内の既存処理企業に委託するというのでしょうか。	「航空機汚水処理」は、航空運送事業者が行う業務であり、募集要項等公表時には削除します。要求水準書の廃棄物及びごみについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の、産業廃棄物(特別管理産業廃棄物は除く)を廃棄物、一般廃棄物(特別管理一般廃棄物は除く)をごみとします。廃棄物及びごみ処理については、空港内の既存施設を使用することを前提とします。
378	要求水準書第2編	22		「航空機汚水処理」は本事業の事業範囲でしょうか？また、「廃棄物」、「ごみ」は貨物ターミナル内で発生したものに關する要求と理解して宜しいでしょうか？	「航空機汚水処理」は、航空運送事業者が行う業務であり、募集要項等公表時には削除します。要求水準書の廃棄物及びごみについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の、産業廃棄物(特別管理産業廃棄物は除く)を廃棄物、一般廃棄物(特別管理一般廃棄物は除く)をごみとします。廃棄物及びごみは、貨物ターミナル内で発生したものとします。
379	要求水準書第2編			本事業の貨物ターミナルのAOCは現状組成されていないと理解しますが、この場合本項で言う「可能な限り早い段階」とは応札後の時点と理解しますが正しいでしょうか？従い、IATA、AOCとの調整度は審査対象にならないと考えて宜しいでしょうか？	事業者決定時から開始するかどうかは、選定事業者の判断と考えます。なお、一般的には、事業契約締結以降と考えます。IATA、AOCとの調整度は審査の対象にはなりません。
380	図面	図面番号1-1		貨物ターミナル用地北側の大型機スポット間に2.5mのクリアランスがありますが、クリアランスの意味合いを提示願います。	運用面に配慮したスペースと考えてください。
381	図面	図面番号1-8		国際貨物ゾーン等の用地造成計画(定量的な品質等含む)、雨水・汚水排水計画は、入札公告時に提示されるのでしょうか。また、エプロン事業以外の事業と整合のとれた造成及び雨水・汚水排水計画が、入札公告時に提示されるのでしょうか？	エプロン等整備等事業の入札公告時に示します。
382	図面			空港連絡道路北側の「展開用地」とは、何の展開用地でしょうか。	将来必要となる空港施設のための用地と考えてください。
383	リスク分担表		2	「法令の変更・新設による費用の増加」はSPCリスク分担とありますが、本来法令の変更は事業者が関与できない事項なので、リスクは国が分担すべきではないでしょうか？	SPCの負担とします。
384	リスク分担表		2、3	【制度関連リスク】法令変更及び税制変更リスクについて、本事業の実施に重大な支障がある場合は、国との協議事項とするとありますが、PFI事業のみに影響を与える法令及び税制の変更については基本的に国のご負担としていただくことをご検討いただけないでしょうか。	SPCの負担とします。なお、本事業の実施に重大な支障がある場合は、国との協議事項とします。
385	リスク分担表		3	法人の利益に係るもの以外の法人税(外形標準課税等)の新設・変更がなされてSPCの負担が増加した場合であっても、SPCのリスク負担になるのでしょうか？	そのとおりです。
386	リスク分担表		7	住民とは事業計画、施設の設置及び運営について十分なコンセンサスが得られている状況と理解してよろしいでしょうか？	国の提示条件に関する地域住民等の要望活動・訴訟によるリスクは、国の負担とします。
387	リスク分担表		16	施工会社の倒産リスクは、国のリスクと理解してよろしいでしょうか。	SPCのリスクとします。
388	リスク分担表		18	国が施設を収用した場合、国は施設の損傷リスクを負うとの理解でよろしいでしょうか。	「収用」の趣旨が不明ですが、国が対象施設を買い取った場合の買い取り後に生じた対象施設の損傷リスクは、瑕疵担保等によるものを除き、原則として国の負担とします。

389	リスク分担表	18、19、20	【不可抗力リスク】事業者が主負担となっていますが、特に戦争、放射能、テロ等、合理的な予測の範囲を超えたものについては、一部国のご負担あるいは負担割合について協議事項とするなど見直しをご検討いただけませんか。	不可抗力の考え方については、募集要項等公表時に示します。
390	リスク分担表	19	工事中に大規模地震等の災害により被害を受け、工程に大きく影響する場合、引渡し時期の見直しが行われるのでしょうか？	工程に大きく影響する場合は、国と協議を行うことになると考えられます。
391	リスク分担表	25	計画リスクまたは建設リスクに土壤汚染に関するリスクの記載がありませんが、土壤汚染リスクについては国の負担と理解してよろしいでしょうか。	土壤汚染の生じた理由によりますが、土壤汚染対策法等関係法令に従います。
392	リスク分担表	33、39、51	備考欄ただし書きの意味は「国が発注する他のPFI事業の工事の遅延のリスクは国が負う」ということでしょうか。	SPCが、旅客ターミナルビル等整備・運営事業を実施する事業者、エプロン等整備等事業を実施する事業者と直接交渉ができるような枠組みを想定しています。基本的考え方を募集要項等公表時に示します。
393	リスク分担表	33、39、51	4本目の新滑走路は国直轄事業です。したがってこの工事の遅延のリスクは国で負担することが妥当と考えますが、いかがでしょうか。	D滑走路が遅延した場合にSPCが蒙る損害の取り扱いについては、国とSPCの協議事項とします。
394	リスク分担表	33、39、52	他事業者責任に起因するところまでの責任をSPCが負う理由の説明をお願いします？	関係事業者間における費用負担については、原則としてSPCと関係者との間で調整するものとし、国は負担しません。
395	リスク分担表	39、52	ここでいうリスクには「損害賠償請求の交渉をSPCが実施する」という解釈も含まれているのでしょうか？	リスクと解釈されるかは別として、「損害賠償請求の交渉をSPCが実施する」ことを想定しています。なお、SPCが、旅客ターミナルビル等整備・運営事業を実施する事業者、エプロン等整備等事業を実施する事業者と直接交渉ができるような枠組みを想定しています。基本的考え方を募集要項等公表時に示します。
396	リスク分担表	45	需要変動リスク/政策変更 国が負担すべき「追加費用」には、「収入の減少」を含むのか？	国の政策変更によりSPCの収入が減少した場合の措置については、国とSPCの協議事項とします。
397	リスク分担表	45	滑走路や管制装置等のトラブルにより飛行機の運行に支障がでた場合の収入減少へのリスク分担はどのように考えればよろしいでしょうか。	原則として、SPCのリスクとします。
398	リスク分担表	45	No.46-50について、発着回数の制限等の政策変更による以外の変動リスクとの理解でよろしいでしょうか	そのとおりです。
399	リスク分担表	45	「発着回数制限等」はの「等」には具体的にどのような事象を想定されていますか。	特に想定している事象はありません。
400	リスク分担表	45	政策変更による需要変動リスクは国が負担することとされ、かつ、追加費用の負担に関する詳細は、SPCとの協議事項とするとあります。国の政策変更により生じるSPCの損害については国が負担する旨、事業契約に明記されるものと思われませんが、このような理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)については、募集要項等公表時に示します。
401	リスク分担表	45、47	需要変動リスクについて、発着回数制限等の政策変更によるリスクは国に、一方、航空貨物取扱量の変化はSPCリスクとなっていますが、基本条件である年間取扱貨物量50万トン実現に対するリスクは国にあると考えてよろしいでしょうか。どのようにお考えでしょうか。	国による発着回数制限等の政策変更によるものを除き、年間取扱貨物量が50万トンを下回った場合のリスクはSPCの負担とします。
402	リスク分担表	46	「航空運送事業者の経営判断による運行計画の変更」SPC負担となっていますが、運行計画についてSPCが航空運送事業者と協議できる前提という理解でよろしいでしょうか。	航空運送事業者及びSPCの判断によります。
403	リスク分担表	54	経済リスク/物価変動において、民間企業が30年の「物価変動リスク」を全て負担することは非現実的。例えば代替的に「CPI連動型の収入(施設利用料他)」とすることは可能か？	物価変動リスクはSPCの負担とします。 なお、施設賃賃料については、合理的で適正な水準である範囲内において、SPCが自由に航空運送事業者等に提案し、両者で合意した額とすることを想定しており、SPCが物価変動に伴い改定することも可能です。なお、国は当該料金の水準についてモニタリングすることを予定しています。
404	リスク分担表	56	終了手続き関連リスク/終了手続において、「国が買上げを行うことにかかわるコスト」は国の負担であるという考え方でよいか？	国が対象施設を買い取る場合の買取り費用そのものは、国の負担とします。
405	リスク分担表		土壤汚染などの土地の瑕疵や、既存施設の解体工事中に有害物質が発見された場合などにSPCに生じた増加費用については国のリスク負担と考えて宜しいでしょうか？	土壤汚染の生じた理由によりますが、土壤汚染対策法等関係法令に従います。
406	リスク分担表		貸付対象敷地内で土壤汚染が発見された場合、対策費用は国の負担と考えてよろしいでしょうか。	土壤汚染の生じた理由によりますが、土壤汚染対策法等関係法令に従います。
407	リスク分担表		需要変動リスクについて、国の政策変更による場合は国の負担、それ以外はSPCの負担ということだと思います。要求水準値に年間貨物量に関して、昼間時間帯25万t、深夜早朝時間帯25万tと掲げられていますが、国の政策変更がない場合、これらの数値の下ぶれリスクをどの程度と考えているかご教示下さい。	下ぶれリスクをどこまで想定し、どのように評価するかは提案者により異なります。
408	リスク分担表		本事業に於ける「年間貨物量・約50万トン」が大幅に減少した場合のリスクも本項の対象と考えてよろしいでしょうか？	国による発着回数制限等の政策変更によるものを除き、需要変動リスクはSPCの負担とします。

409	エプロン事業 提示資料	空港土 木施設 に係る 維持工 事頻度		本表に提示された維持工事の工種や頻度は、施設の適切な維持管理が確保される範囲内で適宜変更が可能と考えてよろしいでしょうか？	エプロン等整備等事業の入札公告時に示します。
410	エプロン事業 要求水準書 第2編	7	液状化 対策の 検討範 囲	液状化対策の検討範囲外(例えば旅客ターミナル、貨物ターミナル等)において液状化が発生した場合の造成用地の復旧リスクは国の負担と考えてよろしいでしょうか？	貸付対象敷地内の液状化対策については、本事業のSPCにおいて当該箇所の土地を勘案し必要に応じ適切に実施して下さい。液状化が発生した場合はSPCのリスクとします。